

### 3. 韓国

国内ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、国内の関連企業へ訪問し、聞き取りを行った。

#### 調査結果

#### 3.1 ヒアリング調査

##### 国内事業者ヒアリング結果

本調査では、韓国を含むアジア 14 カ国の化学物質管理について国内事業者にヒアリングを実施した。国内事業者の対象は、化学品を製造する川上企業から化学品を取り扱う川下企業にまで及ぶ。

| 項目                | ヒアリング結果  |
|-------------------|--|
| 既存化学物質/<br>新規化学物質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>他国よりも規制対象物質が多い。規制対象物質数を増やして、本当に管理できるのか、韓国政府および各種の機関のキャパシティは大丈夫か、また現行の数量の段階的なリスク評価は本当にうまく運用されているのかどうかなど、実態がよく分からない。</li> <li>他国よりも厳しいと感じる点は「組成開示」。この点は川上事業者にとって厳しい。理由としては、教えられない情報があることや自分達が最上流ではないことが挙げられる。</li> <li>化学品と消費者製品の評価方法を分けてほしい。現状は同じ法令で規制され、評価方法が一緒。最終製品に自社の化学品がどれだけ含有されているかを計算するのは大変</li> </ul>  |
| 化評法<br>(K-REACH)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>2016 年末に K-REACH、化評法の改正案が出ているが、その対応が極めて EU の REACH 型に近くなるという内容のため、これからの登録対応をどうしようかというところで非常に頭を悩ませている。また、改正内容も多岐にわたる。</li> <li>数量に関する年度報告義務が廃止される予定。理由は、化管法と被るから（化管法では 2 年に 1 回の報告規定）。その代わりに、1 トン以上の既存物質を全て登録させるという案が加えられている。数としては 7000 物質以上。</li> <li>新規物質については、下限値なしで全て登録しなければならない。今までと変更はなく、企業にとっては負担になる。</li> <li>旧法で行われたポリマーの免除申請については、新法のもとで再度実</li> </ul> |

| 項目                                | ヒアリング結果   |
|-----------------------------------|---|
|                                   | <p>施する必要あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 共同登録：510 物質あるが、現時点で 400 物質くらいしか実施されていない。リードする企業が決まっていないから。ただし、韓国国内で使われていない物質も指定されているため、全てを登録する必要はないと言われている。それでもまだ 100 物質くらいは決まっていない。また、登録のための試験項目について、数量が多くなるほど試験項目も増えるが、時間を要する項目もある。期限が迫っているため、その期限に間に合わないものもあるのではと感じている。</li> <li>• ポリマーに関するデータ提出について、EU 等ではポリマーが免除なためデータがない。意見として既に出しているの、反映されるか気になる。</li> <li>• 法改正の方向性を決めてから動いてほしい、他の国の参照情報をまとめて、熟考・検証不十分のまま出している感じを受ける。</li> </ul>                 |
| 化管法                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 規制対象の成分については、通関時に成分表を提出しなければならない。この規制対象が他の国に比べてはるかに多い。</li> <li>• 成分開示の化学物質に関するデータを分かりやすく開示してほしい。事業者がアクセスし易い形で情報が開示されていない。</li> <li>• リスク管理とは言っているものの、ハザードで規制対象を決めている点は不満を感じる。</li> <li>• 2 年に一度の統計調査で、輸入者や製造者は、使用、保管、貯蔵、購入種の量、A 種と B 種を混合して何を作ったかなど、全部開示しなさいという法律で、これは企業のノウハウを全部出すような感じでもあるし、なおかつ資料保護というのを申請しないと全部公表されてしまう。2016 年、自社の製造拠点が騒ぎになったことがあり、詳細な情報の提出を要求する国は初めてだった。韓国政府はどのように考えた上でこれを運用しているのかわからない。</li> </ul> |
| 産安法                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 産安法（雇用労働部所管）に基づく物質の登録状況が分かりづらい。インターネット上での公開や、リストの公開が実施されていない。このため、ある物質が産安法において新規なのか既存なのか判定できない。登録物質については随時官報で公布されているが、その情報を集積したデータが公開されていないため、不安はある。</li> </ul>  |
| 生活化学製品<br>および殺生物<br>性物質安全管<br>理法案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• EU の BPR 規則をかなり意識している。</li> <li>• 会員企業から意見を集めたが、そこまで大きな意見は出てこなかった。含有化学物質の情報提供などの規定が含まれているため、原料メーカーよりも完成品メーカーは今後大変だと思う。</li> <li>• 化評法の危害憂慮物質に関する規定が、新しい法案に移っている。</li> </ul>  |

| 項目 |         | ヒアリング結果   |
|----|---------|---|
|    |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 危害憂慮物質・製品として新たにトナー製品が指定された。関連する業界がロビー活動をして、基準を緩和するように要請した。いま公開されている内容は、当初出された案よりもずいぶん緩和されたということは聞いている。ただ、それでもまだまだ、という印象。</li> <li>• 洗剤などを製造している日系企業にもヒアリングした方がよい。</li> </ul>                   |
| 全般 | 遵守対応    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連情報が探しづらい。リンク先が消えている、または移動していることが多い。</li> <li>• 2016年12月に行われた日韓の産業組織の意見交換会：ロッテやLGなどの大手はしっかり対応しているが、それ以外（中小企業も含む）はよく分からない（日本も同様だが）。</li> <li>• 韓国語が自動翻訳でかなり理解できるものになっており、特に対応に問題はない</li> </ul> |
|    | 法体系     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本型の規制だったのが、一気に欧州型へ移行する動きを見せている。この点については予断を許さない状況。事業者の負担が一気に増える可能性があるため注視している。</li> <li>• 化学物質管理の部署が多い。各省庁だけでなく、その外部委託先もあって複雑。</li> </ul>  |
|    | 法の解釈    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用労働部と環境部が化学物質に関して類似した規制をかけるが、定義が違ったり、目的が違ったりしていて、理解はできるが重複しているものもあり大変。</li> </ul>   |
|    | 法規制インフラ | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 韓国は世論の力が強い。国内で起きた加湿器の事故以来、化学品管理に対する世論を受けて厳しくする傾向にあるのではないかと。化評法の改正案も慌てて作成したような印象を受ける。いろいろな部分で矛盾が残っている。</li> <li>• 化評法の改正案も殺生物法案も急に公表されたため、パブコメへの対応が難しい。関連組織などへの事前の連絡や相談が望まれる。</li> </ul>        |
|    | 言語      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 英語の情報を充実させてほしい。</li> </ul>   |

## 3.2 文献調査

### 3.2.1 背景

はじめに韓国の国家的背景および環境政策全般の背景について概説する。韓国は第二次大戦後の 1948 年に建国し、その後 1950 年代の朝鮮戦争、1960 年代には権威主義の台頭と独裁政治、そして 1980 年代の民主主義運動を経て現在に至る日本の隣国の一つである。表に韓国の基礎データを整理する。

1960 年代より韓国は工業振興のために経済発展を最優先課題とし、軽工業中心から 1970 年代には重化学工業へと転換した。1963 年から経済成長に拍車がかかり、1990 年までの間に年平均 7%という経済成長率を遂げた。他方では、大都市部を中心に大気汚染、水質汚濁、生活廃棄物問題が表面化するなど、環境問題が多様かつ複雑な形で現れ始めた。

図表 韓国の関連基礎データ

|            |   |
|------------|---|
| 国・地域名      | 大韓民国  |
| 面積         | 約 10 万平方キロメートル  |
| 人口         | 約 5,062 万人万人 (2015 年推計)   |
| 実質 GDP 成長率 | 2.6% (2015 年)   |
| 日本の輸出額     | 約 5 兆 4600 億円 (2016 年)  |
| 主要輸出品目     | 半導体ボール・シリコンウェハー、集積回路、プラスチック製シート・フィルム、鉄または非合金鋼のフラットロール製品、光ファイバー・ケーブル、高温コールドタル蒸留物 (ベンゼン、トルエンなど)、ダイオード・トランジスターなどの半導体デバイス、輸送機器用部品・付属品 |
| 日本の輸入額     | 約 2 兆 8000 億円 (2016 年)  |
| 主要輸入品目     | 石油製品、集積回路、銀、輸送機器用部品・付属品、電話機・音声機器、鉄または非合金鋼のフラットロール製品、金属铸造用鋳型枠・ゴム・プラスチック成型用の型、鉄鋼製品  |
| 対韓国投資額     | 2 兆 4000 億円 (2015 年)  |

【出典】JETRO<sup>148</sup>

### 環境政策全般の背景

韓国の環境法制度の変遷は大きく 3 つの時期に分けられる<sup>149</sup>。

<sup>148</sup> JETRO、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/> (2017 年 3 月アクセス)

<sup>149</sup> 李香丹 (2014)、「韓国の環境法制度の歴史的展開と問題点に関する一考察」、『環日本海研究』(21)、81-98

- ① 1948 年建国から 1960 年代：公害防止法時代
- ② 1970 年代から 1980 年代：環境保全法時代
- ③ 1990 年代：環境政策基本法および複数法体系時代

日本と同様に公害対策の法制度に端を発し、より広範な問題に対応するために環境保全法の整備につながった。1981 年には、環境庁が環境行政の中央機関として発足した後、同法を施行する過程で現れる防止施設の制定に要する資金不足や環境保全事業の効率的な運営のため法改正が行われるなど、その後も内容が多岐にわたる方向へシフトし、環境問題に対し総合的かつ計画的に制度構築を進め、この時期が環境政策の転機といえる。他方で、法執行状況は依然として消極的かつ形式的であったことが課題とされた。1980 年代は、憲法での環境権の明示、中央環境行政機関としての環境庁の発足、続いて地方環境庁の設置などがなされた。加えて、環境保全のための環境影響評価制度、排出賦課金制度、環境汚染防止基金など重要な制度的配置が進んだ時期である。

その後、1990 年には環境庁が環境部へと昇格され、この年を「環境保全元年」と公布し、環境保全法を代替する 6 つの環境関連個別法（下記）が制定され、翌年から施行された。

- 環境政策基本法
- 大気環境保全法
- 水質環境保全法
- 環境汚染被害紛争調停法
- 騒音・振動規制法
- 有害化学物質管理法

これにより、複数型環境法体系への制度的移行が進み、複雑化する環境問題への対応が行われることとなった<sup>2</sup>。

### 近年の動向

韓国では、2013 年度にパク大統領が就任してから、2020 年までに国際社会に公約した温室効果ガスの削減目標を達成するために、様々な環境政策を推進してきた。特に、今まで大企業の工場などで化学物質による事故が発生し社会的問題になっていたことをきっかけに、「環境汚染被害の賠償責任および救済に関する法律」を 2014 年 12 月に正式に制定および実施することになり、「化学物質の登録および評価等に関する法律（化評法）」、「化学物質管理法（化管法）」と共に、韓国の主な 3 大化学物質制度を定着させることができた。2015 年度からは、上述 3 大化学物質制度および温室効果ガスの排出権の取引制度が実施されている<sup>150</sup>。

現在韓国では、4 万 4000 種以上の化学物質が流通されており、毎年新しい 300 種の化学

<sup>150</sup> エンヴィックス（2016）「韓国環境法体系ガイド 2016」

物質が国内市場に入っていると分析されている。こうした状況の下、政府は上述の 3 大化学物質制度に基づき、全ての化学物質に対する報告、評価、事後管理政策を進めている。

### 3.2.2 法体系

韓国は政治制度に民主共和制、議会制度に一院制を採用している。法の体系としては成文法と不文法に大別される。

図表 法規則の種類

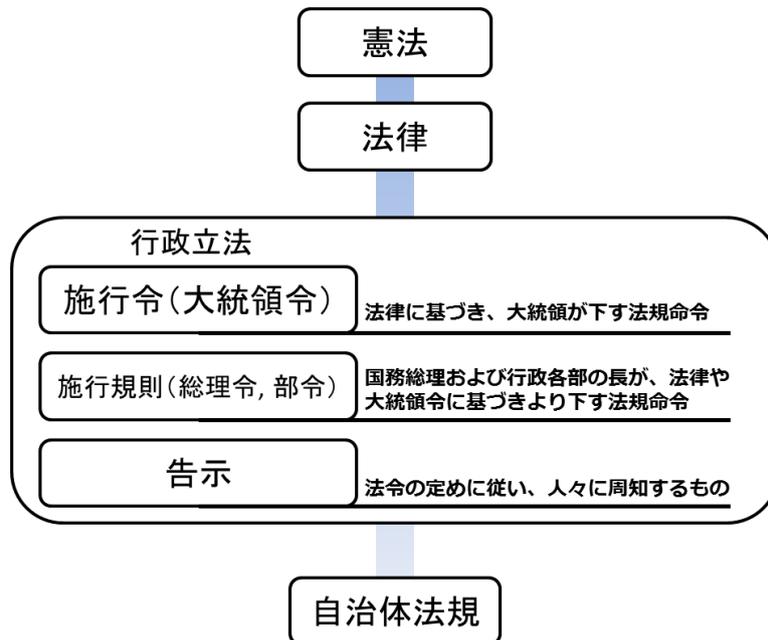
| 成文法              | 不文法   |
|------------------|-------|
| ① 憲法             | ① 慣習法 |
| ② 法律             | ② 判例法 |
| ③ 行政立法（施行令、施行規則） |       |
| ④ 自治体法規（条例、規則）   |       |

【出典】李香丹（2014）およびエンヴィックス法体系ガイド（2016）をもとに作成。

また各法規則の関係性を示す法体系は大きく次のような枠組みで構成されている。

- (1) 法律：国会の議決を経て、大統領が公布して成立する規範
  - (2) 施行令（大統領令）：大統領が法律に基づいて具体的に委任された事項と法律を執行するために、必要とされる事項に対して下す法規命令
  - (3) 施行規則（総理令、部令）：国務総理および行政各部の長が、所管する事務に対して、法律や大統領令の委任あるいは授権により下す法規命令
  - (4) 告示：法令が定めることに従い、一定の事項を一般の人に知らせるためのもの
- ※ 上下関係：法律＞施行令＞施行規則＞告示

図表 韓国の法体系概略



【出典】李香丹（2014）およびエンヴィックス（2010）をもとにエンヴィックス作成

### 3.2.3 各関連組織

韓国の各関連組織の概要を表に整理する。

図表 各関連組織概要

| 日本語<br>名称 | 現地語<br>名称 | 英語名称   | 概要  | HP  | HP(英語)  | 組織図   |
|-----------|-----------|--|---|---|---|---|
| 環境部       | 환경부       | Ministry of Environment:MOE                    | 自然環境および生活環境の保全と環境汚染防止に関する事務を担当する中央行政機関である。                                    | <a href="http://www.me.go.kr/home/web/main.do">http://www.me.go.kr/home/web/main.do</a>     | <a href="http://eng.me.go.kr/eng/web/main.do">http://eng.me.go.kr/eng/web/main.do</a>       | <a href="http://eng.me.go.kr/eng/web/index.do?menuId=8">http://eng.me.go.kr/eng/web/index.do?menuId=8</a>                               |
| 雇用労働部     | 고용노동부     | Ministry of Employment & Labor:MOEL            | 産業災害を予防し、快適な作業環境を造成することで、勤労者の安全と保健を維持するための中央行政機関である。                          | <a href="http://www.moel.go.kr/english/main.jsp">http://www.moel.go.kr/english/main.jsp</a> | <a href="http://www.moel.go.kr/english/main.jsp">http://www.moel.go.kr/english/main.jsp</a> | <a href="http://www.moel.go.kr/english/moelOrganization.jsp">http://www.moel.go.kr/english/moelOrganization.jsp</a>                     |
| 産業通商資源部   | 산업통상자원부   | Ministry of Trade, Industry and Energy : MOTIE | 産業、通商、エネルギーおよび資源と関連した事務を管轄する中央行政機関で、2013年3月知識經濟部から現在の名称へと変更された。               | <a href="http://www.motie.go.kr/www/main.do">http://www.motie.go.kr/www/main.do</a>         | <a href="http://english.motie.go.kr/www/main.do">http://english.motie.go.kr/www/main.do</a> | <a href="http://english.motie.go.kr/www/organization/organization.jsp">http://english.motie.go.kr/www/organization/organization.jsp</a> |
| 国民安全処     | 국민안전처     | Ministry of Public Safety and Security : MPSS  | 既存の消防防災省、海洋警察省、安全行政部の安全管理本部を統合し、2014年11月に国家の災難管制塔として立ち上げた組織で、災難管理システムを総括している。 | <a href="http://www.mps.go.kr/home/index.html">http://www.mps.go.kr/home/index.html</a>     | <a href="http://www.mpss.go.kr/en/mpss/">http://www.mpss.go.kr/en/mpss/</a>                 | <a href="http://www.mpss.go.kr/en/mpss/orgmpss/">http://www.mpss.go.kr/en/mpss/orgmpss/</a>   |

|          |          |   |  |   |   |
|----------|----------|---|--|---|---|
| 食品医薬品安全処 | 식품의약품안전처 | Ministry of Food and Drug Safety : MFDS | 食品、農・畜・水産物、医薬品、バイオ医薬品、医療機器、化粧品、医薬外品、麻薬などの安全管理を管轄する中央行政機関である。 | <a href="http://www.mfds.go.kr/eng/index.do?jsessionid=Eaqeomnk7LjNCMFul3lqsyAFICn7RhdtwbHlp2iZN27UDGR6gUVmd0oCaF1m1cTL">http://www.mfds.go.kr/eng/index.do?jsessionid=Eaqeomnk7LjNCMFul3lqsyAFICn7RhdtwbHlp2iZN27UDGR6gUVmd0oCaF1m1cTL</a> | <a href="http://www.mfds.go.kr/eng/index.do?nMenuCode=12">http://www.mfds.go.kr/eng/index.do?nMenuCode=12</a> |
|----------|----------|---|--|---|---|

【出典】 図表内 URL。

また、各関連組織の予算についても調査が及ぶ範囲内で整理を試みた。

図表 各関連組織予算

| 日本語名称   | 予算                              |                                 | 化学物質規制に関連する部署     |                   |   |
|---------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------|-------------------|---|
|         | 2016                            | 2017                            | 日本語名称             | 現地語名称             | 英語名称  |
| 環境部     | 56,976 億ウォン<br>(約 5698 億円)      | 57,287 億ウォン<br>(約 5729 億円)      | 化学物質政策課           | 화학물질정책과           | Chemicals Policy Division   |
| 雇用労働部   | 172,920 億ウォン<br>(約 1 兆 7292 億円) | 182,614 億ウォン<br>(約 1 兆 8261 億円) | 産災予防補償政策局         | 산재예방보상정책국         | Industrial Accident Prevention and Compensation Bureau                    |
| 産業通商資源部 | 本調査では情報なし                       | 本調査では情報なし                       | 国家技術標準院 - 製品安全政策局 | 국가기술표준원 - 제품안전정책국 | The Korean Agency for Technology and Standards - Bureau of Product Safety |

平成 28 年度委託事業成果物(NITE)

|              |                            |                            |             |         | Policy                       |
|--------------|----------------------------|----------------------------|-------------|---------|------------------------------|
| 国民安全処        | 32,775 億ウォン<br>(約 3278 億円) | 33,266 億ウォン<br>(約 3327 億円) | 防護調査課       | 방호조사과   | Fire Service<br>Bureau       |
| 食品医薬品<br>安全処 | 本調査では情報なし                  | 本調査では情報なし                  | 食品政策調整<br>課 | 식품정책조정과 | Food Safety<br>Policy Bureau |

【出典】 各予算の出典は参考文献欄に記す。

### 3.2.4 化学物質関連法規

#### (a)-1 化学物質一般

化学物質一般の規制として、日本の化審法に相当する韓国の法規制の概要を記す。化審法の主な内容には「新規化学物質の事前審査制度」、「上市後の化学物質の継続的な管理措置」、「化学物質の性状等に応じた規制および措置」が挙げられる。上市後の化学物質の継続的な管理措置には、製造・輸入数量の把握や、有害性情報の報告等に基づくリスク評価などが含まれる。また、化学物質の性状等に応じた規制および措置には、製造または輸入が原則禁止となる第一種特定化学物質の指定等が含まれている。

2011 年まで韓国では「有害化学物質管理法」において、製造または輸入業者がその有害性情報を把握する義務規定がなく、多様な化学物質のばく露によるリスクを管理しきれない状況にあった。その後、2011 年に同法を新しく「化学物質の登録および評価などに関する法律」と「化学物質管理法」の 2 つに分け、化学物質管理体制の強化を図ることとなった。

#### 【化学物質の登録および評価などに関する法律】<制定年 2013 年>

##### (a)-1-1 制定の経緯<sup>151</sup>

韓国政府は国内で流通していた約 4 万種の化学物質について、2011 年当時運用していた「有害化学物質管理法」においては、その 85%に上る約 3 万 7000 種の化学物質に対して、製造または輸入業者がその有害性情報を把握する義務規定がなく、多様な化学物質のばく露によるリスクを管理しきれないと説明し、2011 年に「化学物質の登録および評価などに関する法律」と「化学物質管理法」の草案を発表した。各法律案は、2007 年 6 月に欧州が REACH を導入し、2010 年日本が化審法を改定、中国が 2010 年 10 月に新化学物質管理制度を実施するなどの国際社会の動向を反映したものであり、韓国の産業界が国際社会の化学物質規制に円滑に対応できるよう化学物質管理体系を強化するためのものであった。

特に、「化学物質の登録および評価などに関する法律」は、当初、全ての新規化学物質と年間 0.5 トン以上流通される既存化学物質の情報を登録および審査するといった内容を骨子としており、企業が化学物質を評価し登録する場合に莫大な費用と時間がかかることから、韓国内の産業界や産業通商資源部（当時は知識經濟部）からの反発が大きく、制定案が国会審議を通らなかった。

<sup>151</sup> 環境部、「環境白書（2015）および（2016）」ならびに「化評法解説書」

しかし、2011年に発生した加湿器殺菌剤による事故と、2012年9月27日に韓国 Gumi 市にて、フッ酸 20 トンのうち 8 トンほどが漏出した事件、2013年1月に韓国 Hwasung 市に所在していた Samsung 電子の半導体生産ラインにてフッ酸が漏出し死傷者が出た事件など、化学物質による大きな事件が続いたことにより、化評法は 2013 年度に再び国会にて論議されるようになった。

具体的には、2011年4月に原因不明の肺損傷患者の発生が続いたことがきっかけで、保健福祉部で動物吸入実験などを通して加湿器殺菌剤と肺損傷との関係を究明し、PGH や PHMG などの加湿器殺菌剤 6 種を原料として使用した製品を強制的に回収した。2011年12月には、すべての加湿器殺菌剤は医薬外品として指定され、2012年9月と2013年3月には、「有害化学物質管理法」にて加湿器殺菌剤が有毒物として規定されるようになった。

加湿器殺菌剤の事件がきっかけで、「化学物質の登録および評価などに関する法律」では製品に含まれる化学物質の有害性を把握すべく、規定が検討されるようになったが、再び産業界などの反発により、最終的には全ての新規化学物質と年間 1 トン以上（草案は 0.5 トン）流通される既存化学物質がこの法律の対象となった。結局、既存化学物質の中で、登録が義務付けられる既存化学物質は当初の想定よりかなり減るなど、規制内容が草案に比べると緩和された内容のまま制定（2015年）されることとなった。

#### (a)-1-2 現行の法令の内容

| 法令名    | 化学物質の登録および評価などに関する法律  |
|--------|---|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180457&amp;efYd=20170128#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180457&amp;efYd=20170128#0000</a>   |
| 目的     | 全ての新規化学物質と年間 1 トン以上製造または輸入する既存化学物質に対して化学物質の登録、化学物質を含有している製品の有害性審査、有害化学物質の分類および指定などに関する事項を規定することを目的とする。  |
| 所轄官庁   | 環境部   |
| 規制対象物質 | 全ての新規化学物質と年間 1 トン以上製造または輸入する既存化学物質  |
| 規制内容   | <p>■ 主な要件</p> <p>この法律の要件は大きく下記の四つの規制に分類できる。</p> <p>① 新規化学物質登録制度</p> <p>全ての新規化学物質および 1 トン以上の登録対象既存化学物質を製造、輸入、販売する者は、化学物質の特定情報、特性、用途、分類表示、有害性、危害性に関する資料を添付して政府に登録申請をしなければならない。</p> <p>登録を申請する際に基本的に準備しなければならない項目は以下の通りで</p> |

| 法令名 | 化学物質の登録および評価などに関する法律   |
|-----|--|
|     | <p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造または輸入者の名称、所在地、代表者等</li> <li>• 化学物質の名称、分子式や構造式等の化学物質の情報</li> <li>• 用途</li> <li>• 化学物質の分類および表示</li> <li>• 化学物質の物理的および化学的特性</li> <li>• 安全に関する指針資料</li> <li>• 有害性資料</li> <li>• 危害性資料</li> </ul> <p>(危害性評価を受けるために提出する資料で、提出基準は、段階的に強化される)</p> <p>② 有害性審査および危害性評価規制</p> <p>■ 有害性審査</p> <p>化学物質の登録制度により、<u>登録時</u>に化学物質の有害性情報を審査し、当該化学物質が有毒物質の指定基準を満たしているかどうかを確認する制度。</p> <p>■ 危害性評価</p> <p><u>すでに登録されている化学物質</u>の中で、危害性評価が必要な化学物質を政府（国立環境化学院）が選定し、評価結果により当該化学物質を許可物質、制限物質、または禁止物質として指定および規制する制度。</p> <p>③ 有害化学物質の指定（有毒物質、許可物質、制限物質、禁止物質）</p> <p>この法律では、有害性審査の結果により、有害化学物質を下記の通り分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 有毒物質</li> <li>■ 許可物質</li> <li>■ 制限物質</li> <li>■ 禁止物質</li> </ul> <p>④ 有害化学物質を含有している製品の申告</p> <p>「有害化学物質（有毒物質、許可物質、制限物質、禁止物質およびその他有害性があると認定される物質）を含有している製品」を製造または輸入する場合は、製品に含有されている有害化学物質の総量が年間 1 トンを超過する場合、政府に申告をしなければならない。</p> <p>ただし、上述の「有害化学物質を含有している製品」とは、有害化学物質の重量の比率が当該製品の 0.1%を超過するものを意味する。</p> <p>⑤ 化学物質の情報提供</p> |

| 法令名 | 化学物質の登録および評価などに関する法律  |
|-----|---|
|     | <p>登録した化学物質または混合物質を譲渡する場合、譲渡する者は、譲受する者に対して、当該化学物質の有害性および危険性情報、安全性情報を提供しなければならない。</p> <p>■ <u>対象物質、選定理由および選定方法</u></p> <p>全ての新規化学物質、および年間 1 トン以上製造、輸入、販売する登録対象既存化学物質を含有している製品。</p> <p>新規化学物質は、従来の「有害化学物質管理法」に基づき有害性審査を受けた化学物質など（以下、既存化学物質と記す）を除いたものを意味する。</p> <p>登録対象既存化学物質は、既存化学物質の中で、この法律により有害性を審査し登録させる必要があると判断され、環境部が別途告知した化学物質を意味する。</p> <p>一方、下記のいずれかに該当する化学物質は免除される。</p> <p>① 機械に内蔵された状態で輸入される化学物質</p> <p>② 試験用として機械または装置類と一緒に輸入される化学物質</p> <p>③ 特定の固体の形で一定機能を発揮する製品に含有されており、使用過程において漏れない化学物質</p> <p>④ 調査用または研究用として製造または輸入される化学物質の中で、本法の大統領令が規定する化学物質</p> <p>■ <u>罰則</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規化学物質または年間 1 トン以上の登録対象既存化学物質を登録せずに生産または輸入した場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 5 年以下の懲役または 1 億ウォン（約 1000 万円）以下の罰金。</li> </ul> </li> <li>● 新規化学物質または年間 1 トン以上の登録対象既存化学物質を製造または輸入し、化学物質の用途と量に対する報告義務を違反した場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3 年以下の懲役または 1 億ウォン（約 500 万円）以下の罰金。</li> </ul> </li> </ul> |

図表 化学物質の登録制度における手順と施行規則の関連書類

| 規定内容         | 具体的な業務事項                  | 関連書類        |
|--------------|---------------------------|-------------|
| 製造/輸入/販売実績報告 | 製造などの報告用書類の作成および提出        | 施行規則別紙 1 書式 |
| 化学物質の登録      | 登録免除申請書の作成および提出           | -           |
|              | 登録対象確認依頼書の作成および提出         | 別紙 6 書式     |
|              | 新規化学物質の少量登録に関する書類の作成および提出 | 別紙 12 書式    |

| 規定内容          | 具体的な業務事項                                | 関連書類     |
|---------------|---|----------|
|               | 登録対象既存化学物質の登録書類の作成および提出                 | 別紙 3 書式  |
|               | 個別提出申請書の作成および提出                         | 別紙 2 書式  |
|               | 有害・危険性調査報告書の作成および提出<br>(提出が義務付けられる場合のみ) | 別紙 10 書式 |
|               | 追加・補完通知書の確認および当該資料の提出                   | -        |
|               | 有害性審査に必要な資料の提出<br>政府から要求される資料の確認および提出   | -        |
|               | 有害性審査の結果書類の確認                           | -        |
|               | 危険性審査に必要な資料の提出                          | -        |
|               | 危険性審査の結果書類の確認                           | -        |
|               | 変更登録・申告書の作成および提出                        | -        |
|               | 危険性評価の結果書類の確認                           |          |
|               | 動物飼料使用同意拒否確認書の作成および提出                   | 別紙 19 書式 |
|               | 有害性評価資料の使用承認要請書の作成および提出                 |          |
| 有害化学物質含有製品の申告 | 申告免除申請書の作成および提出                         | 別紙 30 書式 |
|               | 有害化学物質の含有の確認                            |          |
|               | 製品の申告書類の作成および提出                         | 別紙 28 書式 |

【出典】法令原文。

### 危害憂慮製品の指定および安全表示基準

| 法令名    | 危害憂慮製品の指定および安全表示基準  |
|--------|---|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000071653">http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000071653</a> |
| 目的     | 「化学物質の登録および評価などに関する法律」に基づき、消費者が主に生活用品として使用する製品、あるいは殺生物性物質を使用する製品を危害憂慮製品として規定するとともに、安全基準および表示基準に関する事項を定めることを目的とする。                         |
| 所轄官庁   | 環境部   |
| 規制対象物質 | 危険憂慮製品  |
| 規制内容   | <p>■ 主な要件</p> <p>危害憂慮製品を生産または輸入する場合、製品の 1 次包装（製品の内容物</p>  |

| 法令名 | 危害憂慮製品の指定および安全表示基準   |
|-----|--|
|     | <p>に直接接触する包装容器を意味する) 上の見えやすいところに法令で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>ただし、有害および危険文言、使用上の注意事項および使用方法は、製品の 2 次包装 (添付文書など) 上に表示することができる。</p> <p>表示する項目要件は下記の通り定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 品名</li> <li>• 種類</li> <li>• モデル名</li> <li>• 生産年月</li> <li>• 生産国名、生産企業名</li> <li>• 生産企業の住所および電話番号 (国内で生産するものに限る)</li> <li>• 輸入企業名 (輸入品に限る)</li> <li>• 輸入企業の住所および電話番号 (輸入品に限る)</li> <li>• 成分 (機能)</li> <li>• 重量または容量</li> <li>• 液性 (洗浄剤、合成洗剤、繊維柔軟剤に限る)</li> <li>• 標準使用量 (漂白剤、合成洗剤、繊維柔軟剤は必ず表記すること)</li> <li>• 使用上の注意事項 (添付する文書に表記しても良い)</li> <li>• 自己検査表示 (該当する場合)</li> <li>• 幼児用保護包装の表示 (該当する場合)</li> </ul> <p>■ 対象物質、選定理由および選定方法</p> <p>この法律に基づき、危害憂慮製品として指定されているのは、以下の家庭用品 15 種である (2017 年 2 月時点)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 洗浄剤</li> <li>• 漂白剤</li> <li>• 合成洗剤</li> <li>• 繊維柔軟剤</li> <li>• コーティング剤</li> <li>• 接着剤</li> <li>• 芳香剤</li> <li>• 脱臭剤</li> <li>• 消毒剤</li> <li>• 防虫剤</li> </ul> |

| 法令名 | 危害憂慮製品の指定および安全表示基準  |
|-----|---|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 防腐剤</li> <li>• 染色剤（および脱色剤）</li> <li>• 防錆剤</li> <li>• タトゥー用染料</li> <li>• Anti-fog Agents</li> </ul> |

### 有毒物質および制限物質、禁止物質の指定

| 法令名    | 有毒物質、制限物質および禁止物質の指定  |
|--------|--|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000061472">http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000061472</a>  |
| 目的     | 「化学物質の登録および評価などに関する法律」に基づき、有害性のある化学物質を有毒物質として指定し、危害性が高いと認定される化学物質に対して、製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬または使用を禁止するために、制限物質、禁止物質として規定することを目的とする。   |
| 所轄官庁   | 環境部  |
| 規制対象物質 | 有毒物質<br>制限物質<br>禁止物質   |
| 規制内容   | <p>■ <b>主な要件</b></p> <p>① <b>有毒物質</b><br/>有毒物質とは、魚類に対する毒性試験にて、試験魚類の半分以上を殺せる濃度が 1mg/L 以下である化学物質、皮膚などに対する刺激性が塩酸または硫酸 10%水溶液またはペーノル、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム 5%水溶液と同等以上の化学物質であって、ペーノル、トルエン、過酸化ナトリウムなど 723 種類が指定されている。有毒物質は、世界各国が導入している GHS に合わせて、その指定基準を設けている。</p> <p>② <b>制限物質</b> (表(a)-1-2)<br/>制限物質とは、特定用途として製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬または使用することを禁止する化学物質を意味し、12 種の化学物質が規定されている。</p> <p>③ <b>禁止物質</b> (表(a)-1-3)<br/>禁止物質とは、すべての用途において製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬または使用することを禁止される化学物質を意味し、60 種化学物質が規定されている。</p> |

図表 制限物質

| 番号     | 化学物質の名称   | 制限内容   |
|--------|---|--|
| 06-5-1 | マラカイトグリーン [Malachite green: 10309-95-2] の塩類およびこの中の 1 つを 0.1%以上含有した混合物質  | 造景用および繊維染色用染料を除いた用途には、製造、輸入、使用などを禁止  |
| 06-5-2 | ブロム化メチル[Methyl bromide;74-83-9] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | 検疫法による消毒基準に定められた検疫用を除外した用途には、製造、輸入、使用などを禁止   |
| 06-5-3 | 四塩化炭素 [Carbon tetrachloride; 56-23-5] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | 屋外殺虫剤用途には、製造、輸入、使用などを禁止  |
| 06-5-4 | トリアルキルすず水酸化物 [Trialkyl tin hydroxide] とこの塩類 (酸化トリアルキルすずを含む) およびトリブチルスズ化合物 (tributyltin compound)、またはこの中の 1 つを 0.1%以上含有した混合物質        | 1. 次の各号の 1 つに該当する用途には、製造、輸入、使用などを禁止する。<br>A. 船舶法第 2 条の規定による韓国船舶 (但し、軍艦、警察用船舶は、除外する) および漁船法第 2 条の規定による漁船の防汚塗料用<br>B. 海洋汚染防止法による海洋施設と港湾法による港湾施設の中の一部または全部が海水と接触または接触可能な構造物または施設物、魚網および漁具の防汚塗料用<br>C. 山林法による木材防腐処理用<br>D. 冷却水殺菌剤用 |
| 06-5-5 | ホルムアルデヒド[Formaldehyde;50-00-0] およびこれを 1%以上含有した混合物質  | 家具用経木、織物、3 歳以下幼児用製品、上張り用の糊、皮革加工柔軟剤の用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止   |
| 06-5-6 | ノニルフェノール[Nonylphenols;25154-52-3, 104-40-5, 84852-15-3, 139-84-4, 136-83-4, Nonylphenol ethoxylates;9016-45-9]およびこれを 0.1%以上含有した混合物質 | 家庭用洗剤、インク、ペイントの用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止   |
| 06-5-7 | クリソタイル[Chrysotile;12001-29-5]およ   | 石綿セメント製品 (屋根、天井、   |

| 番号      | 化学物質の名称   | 制限内容   |
|---------|---|--|
|         | びこれを 1%以上含有した混合物質   | 壁、および床材料用途) および石綿摩擦製品(「自動車管理法」上の自動車用途) の用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止  |
| 06-5-8  | 鉛[Lead;7439-92-1]およびこれを 0.06%以上含有した混合物質                             | 13 歳以下の子供が装飾に使用する用途として考案されたアクセサリーの用途での製造、輸入(アクセサリーを含む) および使用などを禁止<br>13 歳以下子供の木材おもちゃのペイント用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止<br>金属アクセサリーの用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止 |
| 06-5-9  | カドミウム[Cadmium、7440-43-9]およびこれを 0.1%以上含有した混合物質                       | 金属アクセサリーの用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止   |
| 06-5-10 | クロム (6+) 化合物[Chromium (6+) compounds 18540-29-9]およびこれを 1%以上含有した混合物質 | 水タンク防錆塗料の用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止   |
| 06-5-11 | トリクロロエチレン[Trichloroethylene, 79-01-6]およびこれを 0.1%以上含有した混合物質          | 家庭用洗浄剤、およびエアロゾルの用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止  |
| 06-5-12 | テトラクロロエチレン[Tetrachloroethylene, 127-18-4]およびこれを 0.1%以上含有した混合物質      | 家庭用洗浄剤、およびエアロゾルの用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を禁止  |

【出典】法令原文。

図表 禁止物質

| 番号     | 化学物質の名称                                | 禁止内容       |
|--------|--|------------|
| 06-4-1 | ニトロフェン [Nitrofen; 1836-75-5] およびこれを 0. | 製造、輸入、使用など |

| 番号      | 化学物質の名称   | 禁止内容 |
|---------|---|------|
|         | 1%以上含有した混合物質  | を禁止  |
| 06-4-2  | ダイアリフォス [Dialifos; 10311-84-9] およびこれを1%以上含有した混合物質                           | ”    |
| 06-4-3  | ディーディーティー [DDT; 50-29-3] およびこれを1%以上含有した混合物質                                 | ”    |
| 06-4-4  | ジメトエート [Dimethoate; 60-51-5] およびこれを1%以上含有した混合物質                             | ”    |
| 06-4-5  | ジスルホトン [Disulfoton; 298-04-4] およびこれを5%以上含有した混合物質                            | ”    |
| 06-4-6  | ジェルドリン [Dieldrin; 60-57-1] およびこれを1%以上含有した混合物質                               | ”    |
| 06-4-7  | レプトホス [Leptophos; 21609-90-5] およびこれを1%以上含有した混合物質                            | ”    |
| 06-4-8  | モノクロトホス [Monocrotophos; 6923-22-4] およびこれを1%以上含有した混合物質                       | ”    |
| 06-4-9  | メタミドホス [Methamidophos; 10265-92-6] およびこれを1%以上含有した混合物質                       | ”    |
| 06-4-10 | ヒ酸鉛 [Lead arsenate; 7784-40-9] およびこれを0.1%以上含有した混合物質                         | ”    |
| 06-4-11 | ビス (2-クロロエチル) エーテル [Bis(2-chloroethyl)ether; 111-44-4] およびこれを0.1%以上含有した混合物質 | ”    |
| 06-4-12 | ビス (クロロメチル) エーテル [Bis(chloromethyl)ether; 542-88-1] およびこれを0.1%以上含有した混合物質    | ”    |
| 06-4-13 | ベンジジン [Benzidine; 92-87-5] およびこの塩類およびこの中の1つを0.1%以上含有した混合物質                  | ”    |
| 06-4-14 | ストリキニーネ [Strychnine; 57-24-9] およびこの塩類およびこの中の1つを1%以上含有した混合物質                 | ”    |
| 06-4-15 | 酢酸タリウム [Thallium acetate; 563-68-8] およびこれを1%以上含有した混合物質                      | ”    |
| 06-4-16 | 酢酸フェニル水銀 [Phenylmercury acetate; 62-38-4] およびこれを1%以上含有した混合物質                | ”    |
| 06-4-17 | アクリナトリン [Acrinatorin; 101007-06-1] およびこれを25%以上含有した混合物質                      | ”    |

| 番号      | 化学物質の名称   | 禁止内容                                |
|---------|---|-------------------------------------|
| 06-4-18 | アントウ [Antu; 86-88-4] およびこれを 1%以上含有した混合物質  | ”                                   |
| 06-4-19 | アルドリン [Aldrin; 309-00-2] およびこれを 0.1%以上含有した混合物質  | ”                                   |
| 06-4-20 | アルジカルブ [Aldicarb; 116-06-3] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | ”                                   |
| 06-4-21 | オクタブロモジフェニルオキシド [Octabromodiphenyl oxide; 32536-52-0] およびこれを 0.1%以上含有した混合物質   | ”                                   |
| 06-4-22 | イソベンザン [Isobenzan; 297-78-9] およびこれを 1%以上含有した混合物質  | ”                                   |
| 06-4-23 | リン化アルミニウム [Aluminium phosphide; 20859-73-8] およびこの分解促進剤を 1%以上含有した混合物質  | ”                                   |
| 06-4-24 | エンドスルフアン [Endosulfan; 115-29-7] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | ”                                   |
| 06-4-25 | エンドリン [Endrin; 72-20-8] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | ”                                   |
| 06-4-26 | 硝酸タリウム [Thallium nitrate; 10102-45-1] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | ”                                   |
| 06-4-27 | 青石綿 [Crocidolite; 12001-28-4]、アモサ石綿 [Amosite; 12172-73-5]、アンソフィライト石綿 [Anthophyllite asbestos; 77536-67-5]、アクチノライト石綿 [Actinolite asbestos; 77536-66-4]、トレモライト石綿 [Tremolite asbestos; 77536-68-6] | 同物質およびこれを 1%以上含有した製品は、製造、輸入、使用などを禁止 |
| 06-4-28 | カンフェクロル [Camphechlor; 8001-35-2] およびこれを 1%以上含有した混合物質  | 製造、輸入、使用などを禁止                       |
| 06-4-29 | クロロベンジレート [Chlorobenzilate; 510-15-6] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | ”                                   |
| 06-4-30 | クロロピクリン [Chloropicrin; 76-06-2] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | ”                                   |
| 06-4-31 | クロルデン [Chlordan; 57-74-9] およびこれを 1%以上含有した混合物質   | ”                                   |
| 06-4-32 | クロロジメフォルム [Chlordimeform; 6164-98-3] とこの塩類およびクロロジメフォルムを 3%以上含有した混   | ”                                   |

| 番号      | 化学物質の名称   | 禁止内容 |
|---------|---|------|
|         | 化合物質  |      |
| 06-4-33 | カプタホール [Captafol; 2425-06-1] およびこれを 0.1% 以上含有した混合物質   | ”    |
| 06-4-34 | キャプタン [Captan; 133-06-2] およびこれを 0.1% 以上含有した混合物質   | ”    |
| 06-4-35 | トリス (2,3-ジブロモプロピル) フォスフェート [Tris(2,3-dibromoprophyl)phosphate; 126-72-7] およびこれを 0.1% 以上含有した混合物質 | ”    |
| 06-4-36 | トリフルラリン [Trifluralin; 1582-09-8] およびこれを 1% 以上含有した混合物質   | ”    |
| 06-4-37 | パラコート塩類 [Paraquat, salts] およびこれを 1% 以上含有した混合物質  | ”    |
| 06-4-38 | パラチオン-メチル [Parathion-methyl; 298-00-0] およびこれを 1% 以上含有した混合物質                                     | ”    |
| 06-4-39 | パラチオン [Parathion; 56-38-2] およびこれを 1% 以上含有した混合物質   | ”    |
| 06-4-40 | ホスファミドン [Phosphamidon; 13171-21-6] およびこれを 1% 以上含有した混合物質   | ”    |
| 06-4-41 | フルアジナム [Fluazinam; 79622-59-6] およびこれを 25% 以上含有した混合物質  | ”    |
| 06-4-42 | フルオロアセタミド [Fluoroacetamide; 640-19-7] およびこれを 1% 以上含有した混合物質                                      | ”    |
| 06-4-43 | ピラクロホス [Pyraclofos; 89784-60-1] およびこれを 25% 以上含有した混合物質   | ”    |
| 06-4-44 | ピリミニル [Pyriminil; 53558-25-1] およびこれを 1% 以上含有した混合物質  | ”    |
| 06-4-45 | ピービービー [PBBs; 59536-65-1] およびこれを 0.1% 以上含有した混合物質  | ”    |
| 06-4-46 | ピーシービー [PCBs; 1336-36-3] およびこれを 0.005% 以上含有した混合物質。但し、置換された塩素数が 3 個未満の場合は除外                      | ”    |
| 06-4-47 | フェニル水銀トリエタノールアンモニウム硼酸 [Phenyl mercuric triethanol ammonium borate] およびこれを 1% 以上含有した混合物質         | ”    |

| 番号      | 化学物質の名称   | 禁止内容  |
|---------|---|---|
| 06-4-48 | ペンタブロモジフェニルオキシド [Pentabromodiphenyl oxide; 32534-81-9] およびこれを 0.1%以上含有した混合物質    | ”   |
| 06-4-49 | ペンタクロロフェノール [Pentachlorophenol; 87-86-5] とこの塩類およびペンタクロロフェノールを 1%以上含有した混合物質      | ”   |
| 06-4-50 | フェンピロキシメート [Fenpyroximate; 134098-61-6] およびこれを 25%以上含有した混合物質                    | ”   |
| 06-4-51 | ヘキサクロロシクロヘキサン [HCH; 608-73-1] およびこれを 1.5%以上含有した混合物質                             | ”   |
| 06-4-52 | ヘプタクロル [Heptachlor; 76-44-8] およびこれを 6%以上含有した混合物質                                | ”   |
| 06-4-53 | 硫酸タリウム [Thallium sulfate; 7446-18-6] およびこれを 1%以上含有した混合物質                        | ”   |
| 06-4-54 | 2-ナフチルアミン [2-Naphthylamine; 91-59-8] とこの塩酸塩およびこの中の 1つを 0.1%以上含有した混合物質           | ”   |
| 06-4-55 | 1,2-ジブロモエタン [1,2-Dibromoethane; 106-93-4] およびこれを 50%以上含有した混合物質                  | ”   |
| 06-4-56 | 1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン [1,2-Dibromo-3-chloropropane; 96-12-8] およびこれを 0.1%以上含有した混合物質 | ”   |
| 06-4-57 | 4-アミノビフェニル [4-Aminobiphenyl; 92-67-1] とこの塩酸塩およびこの中の 1つを 0.1%以上含有した混合物質          | ”   |
| 06-4-58 | 2,4,5-ティー [2,4,5-T; 93-76-5] およびこれを 1%以上含有した混合物質                                | ”   |
| 06-4-59 | 五酸化砒素 [Arsenic pentoxide; 1303-28-2] およびこれを 0.1%以上含有した混合物質                      | 同物質とこれを 0.1%以上含有した混合物質、およびその一つで処理した木製品など、全ての用途での製造、輸入、販売、保管、貯蔵、運搬および使用を |

| 番号      | 化学物質の名称                             | 禁止内容             |
|---------|-------------------------------------|------------------|
|         |                                     | 禁止               |
| 06-4-60 | 石綿が 1%以上含有されたタルク [Talc, 14807-96-6] | 製造、輸入、販売および使用を禁止 |

【出典】法令原文。

## 登録対象既存化学物質

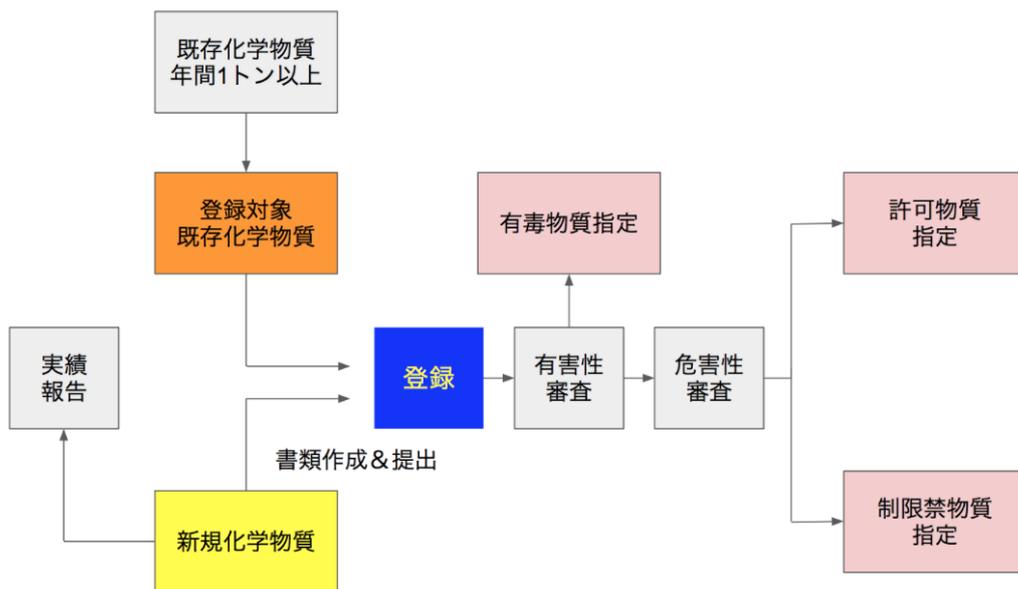
| 法令名    | 登録対象既存化学物質   |
|--------|--|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000021862">http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000021862</a>  |
| 目的     | 「化学物質の登録および評価などに関する法律」に基づき、既存化学物質の中で、登録対象既存化学物質を指定することを目的とする。  |
| 所轄官庁   | 環境部  |
| 規制対象物質 | 登録対象既存化学物質<br>既存化学物質   |
| 規制内容   | <p><b>定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>登録対象既存化学物質</b><br/>登録対象既存化学物質とは、既存化学物質の中で「化学物質の登録および評価などに関する法律」に基づき、登録をしなければならない化学物質を意味し、現在約 510 種が告知されている。</li> <li>● <b>既存化学物質</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1991 年 2 月 2 日前に国内に流入された化学物質約 37,021 種</li> <li>➤ 1991 年 2 月 2 日以降、「旧・有害化学物質管理法」に基づき有害性審査を受けた化学物質約 6,878 種</li> </ul> </li> </ul> <p><b>化学物質確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「登録対象既存化学物質」として指定された化学物質を製造または輸入する事業者は、本法令の実施日から 6 ヶ月前に、「化学物質管理法」の化学物質確認制度に基づく「化学物質確認」を行い、その内容を環境部に報告しなければならない。</li> <li>● <b>免除基準</b><br/>機械に内蔵された状態で輸入される化学物質、および試験運転用として機械または装置類とともに輸入される化学物質に該当する場合は、除外する（免除基準）。</li> </ul> <p>510 種の登録対象既存化学物質については、告知された日から 3 年間の猶予期間が与えられている状況である（告知日：2015 年 7 月 1 日）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>対象物質、選定理由および選定方法</b><br/>登録対象既存化学物質は、既存化学物質の中で、下記の事項を考慮して指</li> </ul> |

| 法令名 | 登録対象既存化学物質   |
|-----|--|
|     | 定および告知されている。<br>① 当該化学物質の国内流通量<br>② 有害性および危害性の情報をもとに既存化学物質を選定する。 |

■ 化学物質の登録および評価などに関する法律の体系図

「化学物質の登録および評価などに関する法律」の体系は下記の通りである。

図表 化学物質の登録および評価などに関する法律の体系図



【出典】エンヴィックス（2016）「韓国環境法体系ガイド 2016」

- ① 有害化学物質を含有している化学製品に対して、有害化学物質の含有量が年間 1 トンを超過する場合、地方環境部に申告しなければならない。
- ② 生活化学製品のうち 15 種類の製品を危害憂慮製品として指定し、安全表示基準に基づき管理している。

(a)-1-3 運用状況<sup>152</sup>

■ 化学物質の現況および管理体系の定着状況

パク政権は「有害化学物質管理法」を全面改定し、「化学物質の登録および評価などに関する法律」および「化学物質管理法」を実施した。

<sup>152</sup> 環境部、環境白書（2015）および（2016）、ならびに環境部報道資料

その結果、2016 年時点で韓国における化学物質は、有害化学物質（有毒物質、制限物質、禁止物質および事故防備物質など約 750 種類）、工程安全報告書作成対象有害・危険物質（約 50 種）、高圧毒性ガス（約 30 種）、危険物（約 3000 種）などへと区分され、部署別に管理対象物質を定め規制をしている状況である。

## 有害化学物質の指定および管理

現在、約 722 種の有毒物質、12 種の制限物質、60 種の禁止物質が「化学物質の登録および評価などに関する法律」に基づき規定されており、約 69 種の事故防備物質が「化学物質管理法」に基づき規定されている。

### ■ 市販中の全製品に対する定期的な危害性評価の実施

環境部は、定期的に市販中の製品に対して「化学物質の登録および評価などに関する法律」に基づく危害性評価規制の遵守状況を調査している。2016 年に市販中の危害憂慮製品に対して行った調査結果によると、危害憂慮製品 15 種品目を製造または輸入する 2667 業者のうち、10 業者が 18 種製品モデルに対して基準を守っていないことが摘発されたという。

環境部は、こうした市場調査の結果や化学物質の情報をウェブサイト経由で一般に公開している<sup>153</sup>。

また、自動車の不凍液など「工産品」として指定されている製品に対しても調査を行い、一部工産品を危害憂慮製品として新たに追加することが決まっている。

2017 年度には、市販中の危害憂慮製品と新たに追加する工産品だけではなく、電気用品に対しても危害性評価の調査を実施する予定である。

### ■ 組織整備

化学物質による事故が発生した際に迅速に対応するため、化学事故を所管する主部署を環境部へと一元化し、化学物質制度に対して支援、研究、教育、評価などを担当する化学物質安全院を立ち上げた<sup>154</sup>。

## (a)-1-4 今後の予定

今後、「化学物質の登録および評価などに関する法律」の強化と、新しい法律案である「生活化学製品および殺生物性製品安全管理法」の制定が見込まれている。

### ■ 「化学物質の登録および評価などに関する法律」の改正予定<sup>155</sup>

<sup>153</sup> 生活環境安全情報システム <http://ecolife.me.go.kr/ecolife/>

<sup>154</sup> 環境部、環境白書（2015）および（2016）

2016 年 12 月末、環境部が発表した「化学物質の登録および評価などに関する法律」の新しい改定案によると、化学物質の登録制度が改定される予定である。

現在、既存化学物質の場合、登録が義務付けられる「登録対象既存化学物質」を環境部が 3 年ごとに選定し告知する仕組みとなっており、2018 年 6 月までに（2015 年 6 月に選定および告知されている）510 種の化学物質が登録対象既存化学物質として選定されている。しかし、新しい改定案によると、登録対象既存化学物質として告知されている化学物質だけではなく、製造または輸入量が年間 1 トン以上である「既存化学物質」の全てに登録を義務付ける内容が骨子となっている。こうなると、登録制度の対象は、現在 510 種の登録対象既存化学物質から、製造または輸入量が年間 1 トン以上である約 7000 種の既存化学物質へと大幅に強化される。

これに対して環境部は、下記の通り段階的に規制を強化していくことで、企業の負担をできるだけ緩和すると説明している。

図表 登録制度の対象となる既存化学物質に関する今後の改正予定事項

| 年度   | 今までの計画     |        | 今後の計画  |        |
|------|------------|--------|--|--------|
|      | 対象物質       | 対象数    | 対象物質   | 対象数    |
| 2018 | 登録対象既存化学物質 | 510 種  | 登録対象既存化学物質                                   | 510 種  |
| 2021 | 登録対象既存化学物質 | 800 種  | 全ての既存化学物質<br>・CMR 物質<br>・年間 1000 トン以上製造または輸入 | 1170 種 |
| 2024 | 登録対象既存化学物質 | 1000 種 | 全ての既存化学物質<br>・年間 100 トン以上製造または輸入             | 1096 種 |
| 2027 | 未定         |        | 全ての既存化学物質<br>・年間 10 トン以上製造または輸入              | 2075 種 |
| 2030 | 未定         |        | 全ての既存化学物質<br>・年間 1 トン以上製造または輸入               | 2642 種 |

【出典】化評法改定案

また、同改定案によると、有害化学物質を含有している製品や許可物質などに対しても、下記の通り規制が強化される予定となっている。

155 化評法改定案 <http://j-net21.smrj.go.jp/well/reach/column/170106.html>

図表 有害化学物質に関する今後の主な改正予定事項<sup>156</sup>

| 対象規定               | 現状   | 今後の改正予定   |
|--------------------|--|---|
| 有害化学物質含有製品の申告制度の強化 | 有害化学物質(有毒物質、許可物質、制限物質、禁止物質およびその他有害性があると認定される物質)を含有している製品」を製造または輸入する場合は、製品に含有されている有害化学物質の総量が年間 1 トンを超過する場合、政府に申告をしなければならない。 | 有害化学物質(有毒物質、許可物質、制限物質、禁止物質およびその他有害性があると認定される物質)だけではなく、高危険物質(発がん性、生殖毒性、突然変異性など)を含有する場合も申告制度の対象となる。 |
| 許可物質に関する規制の強化      | 一部用途に対して使用する場合はみ許可を受けるよう義務付けられており、その他は制限なく使用できる。   | 許可物質として指定したものは原則的に使用を禁止し、使用する場合は許可を受けることを義務づける。   |

【出典】化評法改定案

#### ■ 「生活化学製品および殺生物性製品安全管理法」の制定予定

2016年12月末時点で、「生活化学製品および殺生物性製品安全管理法」の制定案<sup>157</sup>が発表されている。

環境部は、加湿器殺菌剤の原因物質であった殺生物剤(Biocide)は、現在の「化学物質の登録および評価などに関する法律」で全て対処できない(殺生物性物質の場合、少量(年間1トン未満)流通される場合、登録制度の対象外となっているなど)と説明し、欧州のBiocidal Products Regulationなどを参考にし、殺生物剤専用の法律として上記の新法律を制定する予定であると発表している。

上記制定案の主な内容は以下の通り。

##### ● 殺生物性物質に対する承認制度

殺生物性物質を製品に使用するためには、当該物質に対する有害性、毒性などの評価資料を環境部に提出して承認を受けることが義務付けられる。

2018年12月31日まで市場に流通している殺生物性物質の場合、一定期間以内に申告をすることで、「既存殺生物性物質」として認定されることが可能であり、事業者は猶予期間以内に承認に必要な資料を準備して承認を受ける必要がある。

<sup>156</sup> 最新改訂版

<sup>157</sup> 「生活化学製品および殺生物性製品安全管理法」原文

<http://j-net21.smrj.go.jp/well/reach/column/170106.html>

- 殺生物性製品に対する表示規定

殺生物性製品については、承認を受けた殺生物性物質のみ使用可能となり、製品に使用している全ての殺生物性物質の名称と機能などを製品に表示することが義務付けられる。

- 生活化学製品および殺生物性製品に対する流通規制

生活化学製品および殺生物性製品の広告などには、「環境に優しい、安全、無害」などの特定文言が使用できなくなる。

この法案における殺生物性物質などの定義は以下の通りとされている。

図表 法案における殺生物性物質などの定義

| 殺生物剤     | 定義  | 例示                                |
|----------|---|-----------------------------------|
| 殺生物性物質   | 有害生物を除去、制御、無害化する効果を有する物質                    | PHMG、PGH、CMIT / MIT、OIT など        |
| 殺生物性製品   | 有害生物の除去などを主な機能とする製品                         | 消毒剤、防腐剤、殺虫剤、加湿器殺菌剤、オゾンまたはイオン発生器など |
| 殺生物性処理製品 | 殺生物性物質を意図的に使用している製品の中で、有害生物の除去などが主な機能ではない製品 | 抗菌フィルター、保存剤が含有されている洗浄剤・芳香剤・脱臭剤など  |

【出典】生活化学製品および殺生物性製品安全管理法の制定案

例えば、OIT は殺生物性物質、OIT を使用して製造した保存剤は殺生物性製品、OIT 保存剤でコーティングをした抗菌フィルターは殺生物性処理製品と分類される。

**(a)-2 化学物質一般 (GHS 分類、ラベル、SDS)**

化学物質一般に関わる GHS 分類、ラベル表示、SDS 関連内容について、韓国での法規制動向を概説する。韓国において本項に最も関連が深い法規制は「産業安全保健法」と呼ばれている。

■ **【産業安全保健法】** <制定年 2006 年>

**(a)-2-1 制定の経緯<sup>158</sup>**

GHS に関しては、2006 年 9 月に「産業安全保健法」を改定し導入したが、4 年間の猶予期間を設けたため、実質的に GHS が韓国内で実施されるようになったのは 2010 年からである。

■ **法律の改定履歴について**

最近 5 年間に於いて化学物質に関連する主な改定内容には、有害または危険な設備などに関して作業を発注する際に、依頼先に対して安全保健に関する情報を提供しなければならないという情報提供の義務が含まれる。2011 年以降の改定履歴は下記の通り。

図表 法の改定履歴概観

| 改定日        | 実施日        | 法律          | 主な改定内容   |
|------------|------------|-------------|--|
| 2011.07.25 | 2012.01.26 | 法律第 10968 号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注をする際に、発注する側に対して産業災害の責任を明確に規定する</li> <li>・事業場における有害または危険な機械に関しては、雇用労働部から要請があった際に関連書類を提出しなければならない</li> <li>・MSDS を作成し提供する主体について、化学物質を譲渡するかまたは提供する者への変更を規定し、化学物質を取り扱う事業主に対しては MSDS を掲載することを義務付ける</li> </ul> |

【出展】産業安全保健法の制・改定史（2015 年 5 月、雇用労働部）

**(a)-2-2 現行の法令の内容**

|     |   |
|-----|---|
| 法令名 | 産業安全保健法   |
| URL | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180466&amp;efYd=20161028#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180466&amp;efYd=20161028#0000</a> |

<sup>158</sup> 国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

|      |  |
|------|--|
| 目的   | 産業・安全保健に関する基準を確立し産業災害を予防すると共に、快適な作業環境を造成することにより、勤労者の安全と保健を維持・増進することを目的とする。   |
| 所轄官庁 | 雇用労働部  |
| 規制内容 | <p>■ <b>韓国における GHS</b></p> <p>韓国では、下記の通り、環境部、雇用労働部および国民安全処によって GHS が導入され管理されている。</p> <p>① 化学物質管理法（環境部）<br/>                 ② 産業安全保健法（雇用労働部）<br/>                 ③ 危険物安全管理法（国民安全処）</p> <p>これらのうち、①、③は事業者に表示を課し、②は MSDS を課している。これらの法律は GHS を導入するため、それぞれ下位法を制定している。このうち、GHS 遵守が義務となっているのは、①と②である。</p> |

図表 GHS 分類および MSDS 導入について

| 法律名     | 下位法                        | 所管    | 実施日                  |
|---------|----------------------------|-------|----------------------|
| 化学物質管理法 | 化学物質の分類および表示等に関する規定        | 環境部   | 単一物質：<br>2010年7月1日から |
|         |                            |       | 混合物質：<br>2013年7月1日から |
| 産業安全保健法 | 化学物質の分類・表示および MSDS 等に関する法律 | 雇用労働部 | 単一物質：<br>2011年7月1日から |
|         |                            |       | 混合物質：<br>2013年7月1日から |

【出典】法令原文およびエンヴィックス法体系ガイド。

### (a)-2-3 運用状況

#### ■ 事例：Samsung 電子の半導体工場事件から見た運用状況と問題点

2007年頃、韓国 Samsung 電子の半導体工場に勤務していた勤労者のうち、約 70 名が白血病などの珍しい病気で死亡した事件が発生した。この際、Samsung 電子側が、営業秘密という理由で MSDS の公開を拒否したことで「産業安全保健法」による有害化学物質の情報公開の義務が話題となった。

結局、Samsung 電子側の責任を立証することが難しく、2016年8月30日に裁判所は勤労者の死亡を産業災害として認定できないという判決を出した。しかし、この事件がきっかけとなり、現在検討されている「産業安全保健法」の改定案では、「勤労者の知る権利」

を営業秘密より優先する形で議論されているが、営業秘密は公開できないという大企業からの反発は相変わらず厳しい状況である。

**(a)-2-4 今後の予定**

2017 年 1 月、国会が発議した「産業安全保健法」の改定案によると、勤労者に対して有害化学物質などの情報を公開することを義務付ける内容が含まれている。

**(b) PRTR**

日本の化管法に対応する法規制について、韓国での規制動向を概説する。日本の化管法は PRTR 制度と SDS 制度を柱にして、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。SDS 関連制度については、「(a)-2 化学物質一般 (GHS 分類、ラベル、SDS)」で取り上げているため、本項目では PRTR 制度に焦点を当てて概説する。

■ **【化学物質管理法】** <制定年 2013 年>

**(b)-1 制定の経緯**<sup>159</sup>

「化学物質管理法」は、「化学物質の登録および評価などに関する法律」とともに、従来の「有害化学物質管理法」による化学物質の管理体系を全面的に改編するために制定され、基本的に「有害化学物質管理法」を基に法律名を変更し条文を補完したものである。

韓国は 1996 年に OECD に加入した時に、化学物質の排出量調査制度 (PRTR 制度) を導入することを約束し、すぐ「有害化学物質管理法」を改定して PRTR に関連した規定を設けた。この PRTR に関する規定は、現在「化学物質管理法」にて規定されている。

**(b)-2 現行の法令の内容**

| 法令名  | 化学物質管理法   |
|------|---|
| URL  | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=176708&amp;efYd=20161202#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=176708&amp;efYd=20161202#0000</a>                                 |
| 目的   | 旧法律である「有害化学物質管理法」では、化学物質の管理および化学物質による事故に対して柔軟に対応できない問題があったため、有害化学物質の場外影響評価制度や営業許可制度を導入し、「化学物質の登録および評価などに関する法律」を制定するなど、化学物質の管理体系を大きく改編するにあたり、既存の法律名称である「有害化学物質管理法」も「化学物質管理法」へと変更したものである。 |
| 所轄官庁 | 環境部   |
| 規制内容 | <p>■ <b>主な要件</b></p> <p>主な内容は下記の通り。</p> <p>① <b>化学物質確認制度</b></p> <p>化学物質を製造または輸入する事業者は、当該化学物質またはその成分が、</p>  |

<sup>159</sup> 国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

| 法令名 | 化学物質管理法   |
|-----|---|
|     | <p>下記のどれに該当するかを確認し（以下、化学物質確認という）、その内容を環境部に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存化学物質</li> <li>• 新規化学物質</li> <li>• 有毒物質</li> <li>• 許可物質</li> <li>• 制限物質</li> <li>• 禁止物質</li> <li>• 事故防備物質</li> </ul> <p>② 場外影響評価制度の実施</p> <p>有害化学物質を取り扱う施設を設置または運営する事業者は、有害化学物質により発生する事故に対して、事業場外への影響評価（場外影響評価）を実施し、場外影響評価書を政府に提出しなければならない。</p> <p>③ 有害化学物質の営業許可制度</p> <p>有害化学物質を取り扱う営業者（製造業、販売業、保管業、運搬業、使用業）は、政府から「営業許可」を受けなければならない。</p> <p>下記の場合は免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 機械または装置に内蔵されている有害化学物質を販売、保管、貯蔵、運搬または使用する営業を行う者</li> <li>• R&amp;D を目的とした試薬</li> <li>• 港湾など、一定区域内において運搬を行う場合</li> </ul> <p>④ 化学物質による事故が発生した場合、事業場の売上をもとに課徴金を賦課する制度</p> <p>化学物質による事故が発生した場合は、該当する事業場の売上の 5%まで課徴金を賦課することができる（1つの事業場を保有している企業に対しては、2.5%を超過する課徴金は賦課できない）。</p> <p>■ 対象物質、選定理由および選定方法</p> <p>化学物質を製造または輸入する者は、基本的に当該化学物質が既存化学物質、新規化学物質、有毒物質など上記記述済みのリストのどれに該当するかを確認し環境部に報告しなければならない。</p> <p>■ 罰則</p> <p>主な罰則は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 5年以下の懲役または1億ウォン（約1000万円）以下の罰金 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 禁止物質を取り扱った場合</li> <li>➢ 有害化学物質の営業許可を受けずに取り扱った場合</li> </ul> </li> </ul> |

| 法令名 | 化学物質管理法  |
|-----|--|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事故防備物質の管理基準を守らなかった場合</li> <li>➤ 危害管理計画書を提出しない場合</li> <li>● 3年以下の懲役または5000万ウォン（約500万円）以下の罰金</li> <li>➤ 制限物質の輸入許可を受けずに輸入した場合</li> </ul> |

(b)-3 運用状況<sup>160</sup>

■ 主な規制の運用状況

上述の通り、従来の「有害化学物質管理法」で規制されていた化学物質の管理体系は、2015年1月1日（施行日）から「化学物質の登録および評価などに関する法律」と「化学物質管理法」による体系へと大きく改編された。「化学物質の登録および評価などに関する法律」が、有害性情報が分からない化学物質を遮断することに焦点を当てていることに対し、「化学物質管理法」は特に化学物質による事故を最小化し迅速に対応することに焦点を当てており、有害化学物質による事故を起こした場合、当該事業場の売り上げの5%まで課徴金を賦課できる内容などを主な骨子としている。上記二つの法律における化学物質規制の運用状況は下記の通り。

図表 化評法および化管法における規制適用分類の整理

| 法律名                      | 主な規制    | 分類     |        |
|--------------------------|---------|--------|--------|
|                          |         | 製造する場合 | 輸入する場合 |
| 化学物質の登録および評価<br>などに関する法律 | 物質登録制度  | ○      | ○      |
|                          | 有害性審査制度 | ○      | ○      |
|                          | 危害性評価制度 | ○      | ○      |
|                          | 物質報告制度  | ○      | ○      |
| 化学物質管理法                  | 場外評価制度  | ○      | ×      |
|                          | 施設管理制度  | ○      | ×      |
|                          | 事故対応制度  | ○      | ×      |

【出典】法令原文およびエンヴィックス法体系ガイド。

■ 化学物質の排出量調査（PRTR 制度）

「化学物質管理法」に基づき、環境部は化学物質の排出量調査を毎年実施し、その結果を事業場別に公開している。

<sup>160</sup> 環境部、環境白書（2015）および（2016）

環境部は、調査対象とする化学物質と業種の数段階的に拡大しており、1999 年度には石油および化学分野の 2 業種における 80 種類の化学物質が調査の対象になり、2011 年度には 39 業種の 415 種類の化学物質が調査の対象となった。

また、2014 年以前は従業員数が 30 人以上である事業場を対象としていたが、2014 年度からは、従業員数に関係なく、調査対象となる物質を一定量以上取り扱っている事業場を対象としている。

#### ■ 化学物質の排出量低減

環境部は、事業者が自ら排出量を削減できるよう、2004 年に LG や POSCO など主な事業場と自主的協約（30/50 プログラム）を締結し、協約締結後、企業が自主的に選定した化学物質に対して、その排出量を 3 年以内に 30%、5 年以内に 50%削減できる目標を立てて推進している。

こうした政府と企業の協力関係は現在まで続いており、2013 年末に政府は主な大企業と「化学物質排出低減自主的協約」を締結し、2017 年までにベンゼンを 100 トン、2019 年までにジクロロメタン(Dichloromethane)を 950 トン削減することを目指して事業を進めている<sup>161</sup>。

#### (b)-4 今後の予定

#### ■ 有害化学物質の流通における規制も強化する方針<sup>162</sup>

2016 年 12 月末に環境部により予告された「化学物質管理法」の最新改定案によると、有害化学物質の通信販売と試薬販売に対する管理を強化する内容が骨子となっている。

通信販売の場合、本人の認証が義務付けられ、試薬の場合は、現在は営業許可などが免除されているが、申告制度が導入される予定である。また、有害化学物質を取り扱う施設が、一定期間以上施設の稼働を中止する場合に政府に申告するよう規定が設けられる方針である。

#### ■ 高毒性物質などに関して排出低減計画書の提出を義務づける予定

韓国国会の環境労働委員会は、2017 年 1 月上旬に、高毒性物質や発がん性物質の排出量を削減するために、高毒性物質や発がん性物質などに対して、2 年ごとに排出低減計画書を

<sup>161</sup> 環境部、「環境白書（2016）」

<sup>162</sup> 環境部報道資料

<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=160&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=286&orgCd=&boardId=738120&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator>

作成し政府に提出することを義務づける方向で「化学物質管理法」の改定案を策定していると説明した。

水道用資材や製品においても、高毒性物質や発がん性物質を原則的に遮断するために上記と同様の内容を「水道法」に反映させる方針であり、認証を受けてない製品や定期検査を通過できなかった製品の販売を全て禁止するなど法律を強化する予定であるという。

#### ■ 事故防備物質の拡大

環境部は 2016 年 12 月末、現在「化学物質管理法」に基づき 69 種が規定されている事故防備物質を、140 種類へと拡大すると発表した。

**(c) 毒物**

日本の毒劇法に対応する韓国の法規制については、(a)-1 項で整理した「化評法」およびそれに基づく「有毒物質、制限物質および禁止物質の指定」の規制内容が近いものとなっている。そのため、(a)-1 項を参照されたい。

## (d) 労働安全衛生

日本の安衛法に対応する法規制について、韓国での規制動向を概説する。GHS 分類については(a)-2 で取り上げたため、こちらではそれ以外の項目について記載する。日本の安衛法に対応する韓国の法規制は「産業安全保健法」である。

■ 「産業安全保健法」<制定年 2013 年>

(d)-1 制定の経緯<sup>163</sup>

1981 年、事業場における機械設備が大型化され、且つ有害化学物質を大量に使用するようになり、1970 年代に比べて産業災害の発生件数が 3 倍に上るようになった。これによる経済的損失も増加しており、結局政府は勤労基準法から産業安全保健分野を分離し、別途独立した法律として「産業安全保健法」を制定するようになった。

図表 法の改定履歴概観

| 改定日        | 実施日        | 法律           | 主な改定内容   |
|------------|------------|--------------|--|
| 2013.05.22 | 2014.05.23 | 法律 第 11794 号 | 他法律の改定内容を反映するために条文整備   |
| 2013.06.04 | 2015.01.01 | 法律 第 11862 号 | 他法律の改定内容を反映するために条文整備   |
| 2013.06.12 | 2014.07.01 | 法律 第 11882 号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害または危険な化学物質を製造または取り扱う設備に対して、改造などの作業を発注する場合に、発注する側は依頼先に対して安全保健に関する情報を提供しなければならない</li> <li>・製品の安全認証を受ける対象主体に、輸入業者を追加する</li> <li>・癌など重大な健康障害を起こす可能性がある化学物質を製造または輸入する場合、当該化学物質の有害性を調査し、その結果を提出することを義務付ける</li> </ul> |
| 2016.01.27 | 2016.10.28 | 法律 第 13906 号 | 50 人未満事業場において安全保健管理担当者を任命することを義務付ける、など   |

【出展】産業安全保健法の制・改定史（2015 年 5 月、雇用労働部）

<sup>163</sup> 国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

## (d)-2 現行の法令の内容

| 法令名    | 産業安全保健法  |
|--------|--|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180466&amp;efYd=20161028#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180466&amp;efYd=20161028#0000</a>  |
| 目的     | 産業・安全保健に関する基準を確立し産業災害を予防すると共に、快適な作業環境を造成することにより、勤労者の安全と健康を維持・増進することを目的とする。   |
| 所轄官庁   | 雇用労働部  |
| 規制対象物質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 癌を起こすと確認され、勤労者の健康に特に有害であると認められる物質</li> <li>・ この法の規定により有害性や危害性を評価した物質の中で、勤労者の健康に障害を起こす憂慮がある物質、など</li> </ul>  |
| 規制内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用範囲について（第 3、5 条） <ol style="list-style-type: none"> <li>① この法は、全ての事業または事業場に適用する。但し、大統領令「別表 1」で規定する事業に対しては除く。</li> <li>② 以下の事項に該当する事業者は、この法とそれによる義務に従わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械やその他の設備を設計、製造または輸入する者</li> <li>・ 原材料などを製造または輸入する者</li> <li>・ 建築物を設計および建設する者</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>・ 安全認証について（第 34 条） <ol style="list-style-type: none"> <li>① 雇用労働部は、有害性または危険性がある器具、設備、機械などに対して安全性を評価するために、機械などの種類別や規格別に安全認証基準を規定し告示することができる。</li> <li>② 雇用労働部が認証を義務つける安全認証の対象機器の場合、該当する設備、容器または包装に安全認証を受けてそれを表示しなければならない。</li> </ol> </li> <li>・ 製造の禁止について（第 37 条） <ol style="list-style-type: none"> <li>① 次の各号に該当する物質において、大統領令で定める物質を製造、輸入または使用してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 癌を起こすと確認され、勤労者の保健に特に有害であると認められる物質</li> <li>・ この法の規定により有害性や危害性を評価した物質の中で、勤労者の健康に障害を起こす懸念がある物質</li> </ul> </li> <li>② 上述の製造を禁止する物質を製造または使用しようとする者は、雇用労働部から許可を受けなければならない。</li> </ol> </li> <li>・ 石綿に対する調査について（第 38 条）</li> </ul> |

| 法令名 | 産業安全保健法  |                  |         |             |   |            |                  |   |       |      |   |        |      |   |      |     |
|-----|--|------------------|---------|-------------|---|------------|------------------|---|-------|------|---|--------|------|---|------|-----|
|     | <p>① 一定規模以上の建築物や設備を廃棄する者は、指定された機関を通じて以下の事項を調査しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物や設備に石綿が含有されているかどうか</li> <li>・ 建築物や設備に含有された石綿の種類と含有量</li> <li>・ 石綿が含有された製品の位置と面積</li> </ul> <p>● MSDS の作成について（第 41 条）</p> <p>① 事業者は、化学物質または化学物質を含んだ製品などを製造、輸入、使用、運搬または貯蔵するために、以下の事項を全て作成した資料（物質安全保健資料）を勤労者が見分けやすい場所に掲載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の名称、成分および含有量</li> <li>・ 安全および保健上の取扱注意事項</li> <li>・ 人体および環境の及ぼす影響およびその他に規定に基づく事項</li> </ul> <p>② 物質安全保健資料を作成する時、営業の秘密として保護する価値があると認められる化学物質の場合、作成しないことも可能である。</p> <p>③ 化学物質または化学物質を含んだ製品を渡すかまたは提供する場合、物質安全保健資料も共に提供しなければならない。</p> <p>■ 主な基準</p> <p>(1) 工程安全報告書を提出する対象事業の例示（大統領令別表 10）</p> <p>① 以下の有害物質の中で一つ以上、規定された量以上のものを取り扱う事業場の場合、有害および危険な設備を保有する者と規定し、工程に関する安全報告書を作成し雇用労働部に提出するよう規定する。</p> <table border="1" data-bbox="395 1368 1361 1615"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>有害物質の名称</th> <th>規定された量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>引火性ガスおよび液体</td> <td>取扱量 5000、貯蔵 20 万</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>アンモニア</td> <td>20 万</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>シアン化水素</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>塩化水素</td> <td>2 万</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 規定された量とは、1 日の工程過程において製造または取扱が可能な最大量をいう。</p> <p>※ 大統領令で規定されている有害物質は合計 21 種類である。</p> | 番号               | 有害物質の名称 | 規定された量 (kg) | 1 | 引火性ガスおよび液体 | 取扱量 5000、貯蔵 20 万 | 2 | アンモニア | 20 万 | 3 | シアン化水素 | 1000 | 4 | 塩化水素 | 2 万 |
| 番号  | 有害物質の名称  | 規定された量 (kg)      |         |             |   |            |                  |   |       |      |   |        |      |   |      |     |
| 1   | 引火性ガスおよび液体   | 取扱量 5000、貯蔵 20 万 |         |             |   |            |                  |   |       |      |   |        |      |   |      |     |
| 2   | アンモニア  | 20 万             |         |             |   |            |                  |   |       |      |   |        |      |   |      |     |
| 3   | シアン化水素   | 1000             |         |             |   |            |                  |   |       |      |   |        |      |   |      |     |
| 4   | 塩化水素   | 2 万              |         |             |   |            |                  |   |       |      |   |        |      |   |      |     |

(d)-3 運用状況

■ 環境汚染被害賠償責任および救済に関する法律の制定

2012 年 9 月、韓国 Gumi 市の化学物質を扱う工場にて、フッ酸を貯蔵タンクに運搬するにあたり、作業者の不注意でバルブを意図せずに操作してしまい、フッ酸が漏出してしまふ事件が発生した。

環境部は、当時この地域を特別災難地域と指定し、554 億ウォン（約 55 億円）の金額をこの事件の解決のために投入した。これをきっかけに、環境部は有害化学物質管理法や産業安全保健法だけでは、環境汚染被害による事故が発生した際に、迅速な救済や賠償を受けることが難しいと判断し、2014 年 12 月に「環境汚染被害賠償責任および救済に関する法律」を制定した。この法律は、下記の二つの規定を主な骨子としている。

- ① 企業の賠償責任限度を定める
- ② 企業が環境責任保険制度に加入することを義務付ける

環境責任保健制度は 2016 年 1 月 1 日から実施されており、化学物質を取り扱う事業者はこの保険に加入することが義務付けられている。2016 年 12 月末に環境部が発表した資料によると、環境責任保健制度の対象である企業のうち、約 98%が保険への加入を完了<sup>164</sup>しているという。

事業場の危険度をベースに大きく高危険群、中危険群、低危険群の三つに分類し、それぞれ支払う保険金額が変わる仕組みとなっている。

#### (d)-4 今後の予定

##### ■ 改正予定<sup>165</sup>

2017 年 1 月、国会が発議した「産業安全保健法」の改定案によると、勤労者に対して有害化学物質などの情報を公開することを義務付ける内容が含まれている。

また、現在化学物質別に管理されている法令が異なり、各法律に基づいて準備および提出しなければならない書類などが異なるなど、企業にとって負担が大きかったため、政府は企業が準備しなければならない下記の書類の書式を 2017 年から統一すると発表している。

化学物質別に各法令に基づき提出しなければならない書類は下記の通り。

---

<sup>164</sup> 環境部報道資料

<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=titleOrContent&searchValue=%EB%B3%B4%ED%97%98&menuId=286&orgCd=&boardId=739030&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>

<sup>165</sup> 政府報道資料

<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=titleOrContent&searchValue=%EA%B3%84%ED%9A%8D%EC%84%9C&menuId=286&orgCd=&boardId=752820&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>

図表 各法令と提出書類

| 提出書類     | 対象物質            | 根拠法令      |
|----------|-----------------|-----------|
| 危害管理計画書  | 事故防備物質 69 種     | 化学物質管理法   |
| 工程安全報告書  | 工程安全管理対象物質 51 種 | 産業安全保健法   |
| 安全性向上計画書 | 高圧ガス貯蔵・処理施設     | 高圧ガス安全管理法 |

【出典】法令原文およびエンヴィックス法体系ガイド。

(e) 消防

日本の消防法に対応する法規制について、韓国での規制動向を概説する。日本の消防法に該当する韓国の法律は「危険物安全管理法」である。

■ 【危険物安全管理法】 <制定年 2003 年>

(e)-1 制定の経緯<sup>166</sup>

政府は 2003 年、産業の発展と危険物管理環境の変化に積極的に対処するとともに、危険物の特性別に安全管理政策を規定できるよう、既存の消防法のうち、危険物の貯蔵、取扱、および運搬などに関する事項を分離し、「危険物安全管理法」を制定した。

(e)-2 現行の法令の内容

| 法令名    | 危険物安全管理法   |
|--------|--|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180489&amp;efYd=20160428#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180489&amp;efYd=20160428#0000</a>  |
| 目的     | この法は、危険物の貯蔵、取扱および運搬とそれによる安全管理に必要な事項を規定することを目的とする。  |
| 所轄官庁   | 雇用労働部  |
| 規制対象物質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>適用範囲について（第 3 条）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ この法は、航空機、船舶、鉄道による危険物の貯蔵、取扱および運搬に対しては適用しない。</li> <li>■ この法を適用する危険物とは、引火性または発火性などの性質を有するものとして、大統領令で規定するものをいう。</li> </ul> </li> </ul>  |
| 規制内容   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定された数量以上の危険物を貯蔵場所（危険物を貯蔵するために政府が規定する場所）以外の場所で貯蔵、または取り扱ってはならない。</li> <li>② 上記の規定に関わらず、地方自治体から承認を受ける場合は、指定された数量以上の危険物を 90 日間以内で貯蔵するかまたは取り扱うことはできる。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>罰則</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 貯蔵場所以外の場所において指定された数量以上の危険物を貯蔵するかまたは取り扱う者には、1000 万ウォン（約 100 万円）以下の罰金を賦課する。</li> </ol> </li> </ul> |

<sup>166</sup> 国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

| 法令名 | 危険物安全管理法  |
|-----|---|
|     | ② 事業上の過失により危険物を放出させ、危険を発生させた者に対しては 2000 万ウォン（約 200 万円）以下の罰金を賦課する。 |

■ 危険物安全管理法－施行令

| 法令名    | 危険物安全管理法－施行令   |
|--------|--|
| 目的     | この法令は、「危険物安全管理法」から委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。   |
| 所轄官庁   | 雇用労働部  |
| 規制対象物質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>適用範囲について（第 3 条）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ この法は、航空機、船舶、鉄道による危険物の貯蔵、取扱および運搬に対しては適用しない。</li> <li>■ この法を適用する危険物とは、引火性または発火性などの性質を有するものとして、大統領令で規定するものをいう。</li> </ul> </li> </ul>  |
| 規制内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>主な基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>危険物の運搬について（施行規則別表 19）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 危険物は、その運搬容器の外部に施行規則で規定する事項により、危険物の品名、数量などを表示し積載しなければならない。</li> <li>■ 但し、IMDG コードによる基準または消防防災庁長が定めて告示する基準に基づく表示をする場合は除く。</li> </ul> </li> <li>• <u>危険物および指定数量の例示（別表 1）</u> <p>危険物の分類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第 1 類（酸化性固体）</li> <li>• 第 2 類（可燃性固体）</li> <li>• 第 3 類（自然的発火性物質および禁水性物質）</li> <li>• 第 4 類（引火性液体）</li> <li>• 第 5 類（自己反応性物質）</li> <li>• 第 6 類（酸化性液体）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |

図表 第 1 類危険物の場合

| 危険物   |       |   | 指定数量                      |
|-------|-------|---|---------------------------|
| 分類    | 性質    | 種類  |                           |
| 第 1 類 | 酸化性固体 | 1. 亜塩素酸塩類                                 | 50kg                      |
|       |       | 2. 塩素酸塩類                                  | 50kg                      |
|       |       | 3. 過塩素酸塩類                                 | 50kg                      |
|       |       | 4. 無機過酸化物                                 | 50kg                      |
|       |       | 5. ブロム酸塩類                                 | 300kg                     |
|       |       | 6. 硝酸塩類                                   | 300kg                     |
|       |       | 7. ヨード酸塩類                                 | 300kg                     |
|       |       | 8. 過マンガン酸塩類                               | 1,000kg                   |
|       |       | 9. 重クロム酸塩類                                | 1,000kg                   |
|       |       | 10. その他に行政安全部令で定めるもの                      | 50kg、300kg<br>または 1,000kg |
|       |       | 11. 第 1 号および第 10 号の 1 に該当するどれか一つ以上を含有したもの |                           |

【出典】法令原文およびエンヴィックス法体系ガイド。

**(e)-3 運用状況**

現在「危険物安全管理法」に基づき、危険物は法律で指定された場所ではないところで貯蔵したり製造したりすることはできない。また、危険物を運搬する際には、容器および積載方法などに関する規定を守らなければならない。

最近の改定版（2016 年）では、ガソリンステーションにて電気自動車の充電器が大きな制約なく設置できる内容に焦点を当てて改定されている。

**(e)-4 今後の予定**

韓国では、2012 年 9 月 Gumi 市で発生したフッ酸の漏出事件により 23 名以上の死傷者が発生し、防災制度に関して色々な問題点が指摘されていた。さらに、2014 年 Yeosoo 市にて塩酸 2 トンを運搬していたトラックが交通事故により有毒ガスである塩化水素が漏出された事件が発生し、危険物の運搬に対する法的な改定が行われるようになった。

韓国国会の発表によると、国内にて流通されている引火物質、有毒物質などの化学物質は 2010 年を基準に 4 億 3250 万トンに上っており、そのうち 80%は道路により運搬されていることがわかった。

現在、環境部、産業通商資源部、国民安全処などの政府部署は、危険物の運送を統合的に規制しモニタリングするために「物流政策基本法」の改定案を準備している状況である。

**(f) 家庭用品**

日本の有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に対応する法規制について、韓国での規制動向を概説する。日本の同法に該当する韓国の法律は「電気用品および生活用品安全管理法」および「アスベスト安全管理法」などが挙げられる。

- **【電気用品および生活用品安全管理法】** <制定年 2016 年>
- **【アスベスト安全管理法】** <制定年 2016 年>

**(f)-1 制定の経緯<sup>167</sup>**

「電気用品および生活用品安全管理法」は、2016 年まで実施していた「電気用品安全管理法」と「品質経営および工産品安全管理法」を統合したものである。もともと、「電気用品安全管理法」と「品質経営および工産品安全管理法」は、それぞれ電気用品と工産品（工業的加工を経て生産した製品）に対して安全認証を行い、認証の結果次第で KC マークを付与するラベリング制度について規制をしていたが、類似した二つの法令を統合するとともに、KC 安全認証制度も強化されることとなった。

**(f)-2 現行の法令の内容**■ **電気用品および生活用品安全管理法**

| 法令名    | 電気用品および生活用品安全管理法  |
|--------|---|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180398&amp;efYd=20170128#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180398&amp;efYd=20170128#0000</a> |
| 目的     | この法律は、電気用品および生活用品の安全管理に関する事項を規定することを目的とする。  |
| 所轄官庁   | 産業安全通商資源部   |
| 規制対象物質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全認証制度の対象製品</li> <li>・安全確認制度の対象製品</li> <li>・供給者適合性確認制度の対象製品</li> <li>・子供保護包装制度の対象製品</li> </ul>                  |
| 規制内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>主な要件</b><br/>主な内容は下記の通り。</li> <li>① <u>安全認証対象製品の指定および管理</u><br/>安全認証対象製品の場合、製造業者または輸入業者は安全認証を受ける</li> </ul> |

<sup>167</sup> 国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

| 法令名 | 電気用品および生活用品安全管理法  |
|-----|---|
|     | <p>ことが義務付けられる。認証が完了した後、KC ラベルをつけることが義務付けられる。</p> <p>② <u>安全確認対象製品の指定および管理</u><br/>安全確認対象製品の場合、試験機関にて製品に対する試験を受けた後、安全基準を満たしていることを確認し、その結果を政府に申告しなければならない。申告が完了した後、KC ラベルをつけることが義務付けられる。</p> <p>③ <u>供給者適合性確認対象製品の指定および管理</u><br/>供給者適合性確認対象製品の場合、自らまたは第 3 者経由で安全基準を確認し、その結果を政府に申告しなければならない。供給者適合性確認対象製品は、電気用品と生活用品を合わせて約 112 種が指定されている。KC ラベルをつけることが義務付けられる。</p> <p>④ <u>子供保護包装対象生活用品の指定および管理</u><br/>子供保護包装対象生活用品を製造もしくは輸入する場合、この法律で定める子供保護包装を使用しなければならない。KC ラベルをつけることが義務付けられる。</p> <p>■ <b>対象物質、選定理由および選定方法</b></p> <p>① <u>安全認証制度の対象製品</u><br/>電線、スイッチ、電気設備用付属品およびコネクター、フューズ、変圧器、照明機器、電子レンジ、充電器、電動具、冷蔵庫、温水器、掃除機、加湿器など</p> <p>② <u>安全確認制度の対象製品</u><br/>除湿機、自動販売機、浄水器、洗浄機、電気自動車の充電器、除湿機、モニター、プリンター、プロジェクター、複写機、ノートパソコン、充電電池、乾電池、自転車、スキー用具など</p> <p>③ <u>供給者適合性確認制度の対象製品</u><br/>電子時計、ビデオカメラ、チューナー、CATV 受信機、オーディオ、ゲーム機器、スキャナー、携帯電話、マットレス、家庭用繊維製品など</p> <p>④ <u>子供保護包装制度の対象製品</u><br/>不凍液など</p> |

## ■ アスベスト安全管理法

| 法令名  | アスベスト安全管理法  |
|------|---|
| URL  | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180399&amp;efYd=20170128#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180399&amp;efYd=20170128#0000</a>   |
| 目的   | この法律は、WHO が指定している発がん物質「アスベスト」を安全に管理することで、国民の健康被害を予防し、快適な環境で生活できるようにすることを目的とする。  |
| 所轄官庁 | 環境部、雇用労働部   |
| 規制内容 | <p>■ 主な要件</p> <p>① アスベストの制限<br/>アスベストまたはアスベストを含有している製品（以下、アスベスト含有製品）を製造、輸入、譲渡、提供または使用してはいけない。<br/>また、建築物の所有者は、建築物に対するアスベストの基準を守らなければならない。</p> <p>② アスベストを含有する可能性がある鉱物（Mineral）を製品の原料形態として輸入または生産する場合は、環境部の承認を受けなければならない。<br/>アスベストを含有する可能性がある鉱物（Mineral）は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Talc</li> <li>➤ Vermiculite</li> <li>➤ Serpentine</li> <li>➤ Meerschaum</li> </ul> <p>■ 対象物質、選定理由および選定方法<br/>規制対象となるアスベストは以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① Actinolite</li> <li>② Amosite</li> <li>③ Anthophyllite</li> <li>④ Chrysotile</li> <li>⑤ Crocidolite</li> <li>⑥ Tremolite</li> </ol> <p>また、アスベストを含有している建築資材もこの法律の対象となる。</p> |

(f)-3 運用状況<sup>168</sup>

<sup>168</sup> 東亜日報など韓国主要媒体の報道資料

<http://news.donga.com/3/all/20170316/83366496/1>

「電気用品および生活用品安全管理法」は、現在一部産業組織（小商工人連合会 - Korea Federation of Micro Enterprise など）から反発を受けている状況である。その理由は、「電気用品および生活用品安全管理法」では、電気用品以外に、身体に接触される靴、カバン、衣類などの生活用品も電気用品と同様に KC 認証を受けるよう義務付けているためである。

KC 認証を受けていない電気用品と生活用品は、製造、輸入、販売、仲介などが禁止されている。その結果、少量で多くの品目を取り扱う小規模事業者にとっては、この法律の KC 認証制度が大きな負担となっている状況である。

#### (f)-4 今後の予定

2017 年 2 月末、国会産業通商資源委員会は、上述の小規模事業者の問題に対する一時的な改善案として、「電気用品および生活用品安全管理法」の改定案を準備し、2017 年 12 月 31 日までこの法律の猶予期間を延長すると発表した。委員会は、猶予期間が終わる前までに、より根本的な改善案を準備すると説明している。

## (g) 建築

日本の建築基準法に対応する法規制について、韓国での規制動向を概説する。日本の同法に該当する韓国の法律は「室内空気質管理法」と「アスベスト安全管理法」などが挙げられる。

- **【室内空気質管理法】** <制定年 2015 年>
- **【アスベスト安全管理法】**

(g)-1 制定の経緯<sup>169</sup>

建築資材の有害物質に対する法律は、「室内空気質管理法」と「アスベスト安全管理法」と言える。「室内空気質管理法」は、2015 年 12 月 22 日に「多重利用施設などの室内空気質管理法」の法律名称を簡略化するとともに、室内における汚染源と有害物質に対する管理を強化するために改定したもので、「アスベスト安全管理法」は、産業安全保健法や食品衛生法などの個別の法律でそれぞれ規定を設けていたアスベストを、総合的に規制するために 2011 年に制定されたものである。

## (g)-2 現行の法令の内容

| 法令名  | 室内空気質管理法   |
|------|--|
| URL  | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=177674&amp;efYd=20161223#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=177674&amp;efYd=20161223#0000</a>  |
| 目的   | 室内における汚染源と有害物質に対する管理を強化することを目的とする。   |
| 所轄官庁 | 環境部、雇用労働部  |
| 規制内容 | <p>当該法律については、施行したばかりで情報が少ないが、以下に整理する。</p> <p>■ <b>主な内容</b></p> <p><b>住宅・施設設置者の有害物質の放出基準値の確認</b></p> <p>2016 年 12 月 23 日から実施される主な規定としては、建築資材に対する事前適合確認制度が導入されたことで、多重利用施設や新築住宅の設置者は、建築資材が有害物質の放出基準値を超過しているかどうかを事前に確認することが義務付けられる。</p> <p><b>建築資材の製造と輸入</b></p> <p>建築資材を製造または輸入する場合も、有害物質の放出基準値について事前に試験機関から試験を受けることが必要になる。</p> |

<sup>169</sup>国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

|     |  |
|-----|--|
| 法令名 | 室内空気質管理法                               |
|     | 違反した場合は、2000 万ウォン（約 200 万円）以下の罰金が課される。 |

### (g)-3 運用状況

2015 年 12 月 22 日に公布された「室内空気質管理法」は、1 年間の猶予期間を経て 2016 年 12 月 23 日から実施されるようになっている。

実施される主な規定としては、建築資材に対する事前適合確認制度の導入が挙げられ、多重利用施設や新築住宅の設置者は、建築資材が有害物質の放出基準値を超過しているかどうかを事前に確認することが義務付けられる。

建築資材を製造または輸入する場合も、有害物質の放出基準値について事前に試験機関から試験を受けることが必要になる。

違反した場合は、2000 万ウォン（約 200 万円）以下の罰金が課される。

アスベストに関する事項は、「アスベスト安全管理法」に移管して規制している。2007 年度から段階的にアスベストの使用を禁止していた雇用労働部は、2015 年 4 月からすべてのアスベスト含有製品に対して製造、輸入、譲渡、提供などを基本的に禁止することを発表した。しかし、「アスベスト安全管理法」では、他の法令でアスベスト含有物質について規定している条項があれば、その法律に従うと規定している。

例えば、「産業安全管理法」では、アスベストの重量が製品重量の 1%を超過する製品の場、製造、輸入、譲渡、提供または使用を禁止しているので、「産業安全管理法」にて規制されるアスベスト含有製品は、「産業安全管理法」に基づいて規制されている状況である。

また、政府は 2010 年 3 月に「アスベスト被害救済法」を制定し、2011 年から 2015 年まで 1864 名をアスベストによる被害者と認定した（申請件数は 2015 年末まで 2854 件）。この法律による救済の対象者は、アスベストの漏出により健康上被害を受けたかもしくは死亡した人の家族と規定されている。

### (g)-4 今後の予定<sup>170</sup>

環境部は、2017 年上半期に、すべての「アスベスト建築物（アスベストを含有する建築資材が使用された建築物で、アスベストの使用面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以上であるもの）」に対

<sup>170</sup> 環境部報道資料

<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=titleOrContent&searchValue=%EA%B1%B4%EC%B6%95%EB%AC%BC&menuId=286&orgCd=&boardId=764090&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator>

して、室内空気質の中で、アスベストの濃度を測定することを義務付ける方向で改定案を発表する予定である。

また、対象となる建築物には、多重利用施設だけではなく、500 m<sup>2</sup>以上の公共建築物や文化、医療、430 m<sup>2</sup>以上の幼児用施設なども含まれる予定である。

室内空気質のアスベストの濃度測定は、2018 年 1 月 1 日から実施される見込みとなっている。

## (h) 食品衛生

日本の食品衛生法に対応する法規制について、韓国での規制動向を概説する。日本の同法に該当する韓国の法律も同様に「食品衛生法」と呼ばれる。「

### ■ 【食品衛生法】 <制定年 1962 年>

#### (h)-1 制定の経緯<sup>171</sup>

「食品衛生法」は、食品の衛生に関連して 1900 年から様々な個別規則として存在していた規定をまとめ、1962 年 1 月 20 日に制定されたものである。1988 年に開催されたソウルオリンピックをきっかけに、食品や施設の衛生基準が大きく強化され、1990 年代には食品安全を専門的に担当する食品医薬品安全処が 766 名の人員で立ち上がることになった。

2000 年代には、消費者を中心に食品安全政策が策定されるようになり、主に栄養の表示制度、有害な食品の公表および回収制度、食品衛生の監視制度などが導入された。

また、食品の製造または加工を行う企業に対して営業の申告制度を行っていたが、2010 年代には、これを登録制度へと強化することになった。

#### (h)-2 現行の法令の内容

| 法令名  | 食品衛生法   |
|------|---|
| URL  | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180801&amp;efYd=20170204#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180801&amp;efYd=20170204#0000</a>   |
| 目的   | 食品による衛生上の危害を防止して食品栄養の質的向上を図ることにより国民健康の増進に貢献することを目的とする。  |
| 所轄官庁 | 食品医薬品安全処  |
| 規制内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li> <b>食品および食品添加物</b><br/>           政府は「食品衛生法」第 7 条に基づき「食品添加物の基準と規格」を運用しており、食品添加物の製造、加工、使用、保存方法に関する基準と成分に関する規格を定めている。<br/>           第 7 条 4 項により、基準および規格が定められた食品または食品添加物は、その基準により製造、加工、使用、調理または保存しなければならず、その基準および規格に合わない食品または食品添加物は、販売し、または販売の目的で製造、輸入、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、保存または陳列することができないと定めている。         </li> </ul> |

<sup>171</sup> 国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

| 法令名 | 食品衛生法   |
|-----|---|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 罰則<br/>上記の第 7 条 4 項に違反したものは、3 年以下の懲役または 2 千万ウォン以下の罰金に処し、またはこれを併科することができる。</li> </ul> |

**(h)-3 運用状況**

食品医薬品安全省は、ビタミンなどの子供用健康食品に関しては現在特別に化学添加物の基準を設けていないが、今後、子供用健康食品に対しては一般食品とは別途の基準や規格を設ける予定で取り組んでいる。

**(h)-4 今後の予定**

食品医薬品安全処は上記の内容を骨子とする改定案を 2017 年上半期に策定する予定である。また、2016 年 12 月末に発表された「食品添加物の基準と規格」の改定案によると、栄養強化剤など三つの品目を食品添加物として新規追加し、保存料として使用している Sorbic 酸については、その使用をより許容する内容が骨子となっている。

## (i) 排出基準（大気、水質、土壌）

## 【大気汚染防止法に対応する法規制】

日本の大気汚染防止法に対応する法規制について、韓国の関連法規制を概説する。日本の大気汚染防止法および下位法令では、化学物質管理に関連する規定として、有害物質、ばい煙、揮発性有機化合物（VOC）、粉塵、特定粉塵、特定物質、指定物質、自動車排ガスなどを定義し、各種規制を規定している。

韓国において同法に対応する法規制は「大気環境保全法」である。

## 【大気環境保全法】＜制定年 1990 年＞

(i)-1-1 制定の経緯<sup>172</sup>

「大気環境保全法」は、従来の「環境保全法」から大気環境に関する条文を分離し、1990年8月1日に制定された法律であり、燃料の使用量と自動車の増加による大気汚染を防止することを主な規定として設けている。

## (i)-1-2 現行の法令の内容

| 法令名    | 大気環境保全法   |
|--------|---|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180414&amp;efYd=20170128#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180414&amp;efYd=20170128#0000</a>   |
| 目的     | 大気汚染による国民健康や環境への危害を予防し、大気環境を適正かつ持続可能な形で管理・保全して、すべての国民が健康で快適な環境で生活することができるようにすることを目的とする。   |
| 所轄官庁   | 環境部   |
| 規制対象物質 | 下記の通り大気汚染物質を分類し規制している<br><ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大気汚染物質</li> <li>■ 有害性大気監視物質</li> <li>■ 特定大気有害物質</li> </ul>  |
| 規制内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大気環境基準および項目別測定現況</li> </ul> <p>韓国では、大気汚染物質の種類や濃度基準に関しては、大気汚染の状況と人体に及ぼす影響度、そして WHO の勧告基準を考慮して定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大気汚染物質排出施設の設置および変更</li> </ul> <p>設置及び変更については、「許可及び申告」が必要となる。</p> |

<sup>172</sup> 国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業場に対する排出規制について（第 16 条から第 35 条まで） <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大気汚染物質を排出する施設は、この法に基づく排出許容基準を満たさなければならない。但し、特別に対策が必要な地域（以下、特別対策地域）に対しては、その排出許容基準より厳しい基準を適用することができる。</li> <li>➤ 排出施設を設置する者は、この法で規定する事項を揃えて環境部に申告しなければならない。また、申告した事項において変更するものがある場合、さらに申告しなければならない。</li> <li>➤ 上述した申告を完了し排出施設を設置する者は、大気汚染物質の排出を防止する施設（大気汚染防止施設）を設置しなければならない。</li> </ul> </li> </ul> <p>■ 罰則</p> <p>以下に該当する者に対しては 1 億ウォン（約 1000 万円）以下の罰金を賦課する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気汚染物質の排出施設を設置する前、政府から許可を受けないか又は変更する事項を申告しない者</li> <li>● 大気汚染物質の排出を防止する施設を設置しない者</li> <li>● 自動車の排出許容基準を守らずに自動車を製造又は輸入する者</li> <li>● 認証を受けずに排ガスを削減する装置や低公害エンジンを製造し販売する者</li> <li>● 基準を守らずに自動車の燃料や触媒材料を製造する者</li> </ul> |
|--|--|

2015 年から実施している大気環境基準および項目別測定方法は下記の通り。

図表 大気環境基準および項目別測定方法<sup>173</sup>

| 項目              | 基準  | 測定方法                           |
|-----------------|---|--------------------------------|
| SO <sub>2</sub> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間平均値 0.02ppm 以下</li> <li>・ 24 時間平均値 0.05ppm 以下</li> <li>・ 1 時間平均値 0.15ppm 以下</li> </ul> | Pulse U.V. Fluorescence Method |
| CO              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 時間平均値 9ppm 以下</li> <li>・ 1 時間平均値 25ppm 以下</li> </ul>                                   | Non-Dispersive Infrared Method |
| NO <sub>2</sub> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間平均値 0.03ppm 以下</li> <li>・ 24 時間平均値 0.06ppm 以下</li> </ul>                               | Chemiluminescence Method       |

<sup>173</sup> 環境政策基本法施行令別表 1

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=187821&efYd=20161202#0000>

| 項目             |                   | 基準   | 測定方法                                |
|----------------|-------------------|--|-------------------------------------|
|                |                   | ・ 1 時間平均値 0.1pm 以下   |                                     |
| 粉塵             | PM <sub>10</sub>  | ・ 年間平均値 50 μg/m <sup>3</sup> 以下<br>・ 24 時間平均値 100 μg/m <sup>3</sup> 以下 | β-Ray Absorption Method             |
|                | PM <sub>2.5</sub> | ・ 年間平均値 25 μg/m <sup>3</sup> 以下<br>・ 24 時間平均値 50 μg/m <sup>3</sup> 以下  | 重量濃度法もしくはこれに準ずる自動測定法                |
| O <sub>3</sub> |                   | ・ 8 時間平均値 0.06ppm 以下<br>・ 1 時間平均値 0.1pm 以下                             | U.V. Photometric Method             |
| Pb             |                   | ・ 年間平均値 0.5 μg/m <sup>3</sup> 以下                                       | Atomic Absorption Spectrophotometry |
| ベンゼン           |                   | ・ 年間平均値 5 μg/m <sup>3</sup> 以下   | Gas Chromatography                  |

【出典】環境政策基本法施行令。

### (i)-1-3 運用状況

#### ■ 2011 年以降の主な改定内容

2012 年から 2013 年にかけて、環境部は「大気環境保全法」とその下位法を改定することで、エアコンなどの空気調和機器の冷媒に対して初めて規制をすることになった。環境部は、2013 年 10 月 11 日に、「空気調和機器の冷媒規定」を別途告知し、空気調和機器の冷媒の充填容量を算定する方法を規定した。

2016 年 1 月 27 日からは、冷媒を製造または輸入する事業者に対して、冷媒の販売量を半期ごとに申告することを義務付けている。

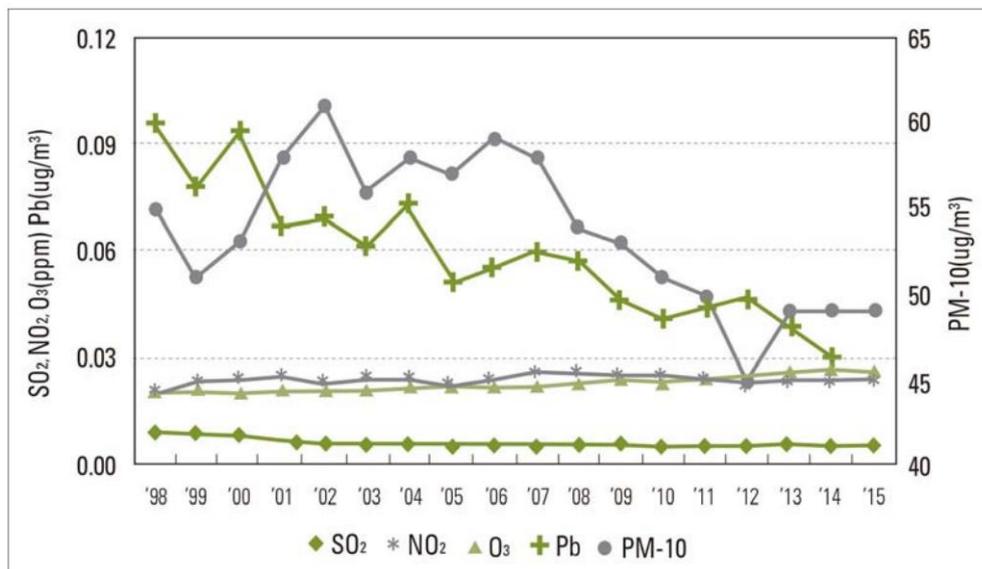
2017 年 1 月末からは、新規石炭発電所（2016 年 6 月 3 日時点で建設率が 10%未満または建設されていない石炭発電所）に対する排出許容基準が強化されている。

また、ヒ酸（Arsenic Acid）排出管理制度の対象業種を現在の 20 種類から 31 種類へと拡大し、対象業種の企業は 2018 年 6 月 30 日までに関連書類を添えて申告する必要がある。

#### ■ 大気汚染度

SO<sub>2</sub>、PM<sub>10</sub>、Pb の濃度は持続的に減少しているが、自動車の登録台数が増えているため、NO<sub>2</sub> と O<sub>3</sub> は成果が出ていない状況である。

図表 韓国全国の大気汚染度の年度別変化の推移



【出展】環境白書 2016

(i)-1-4 今後の予定

2015 年末に Volkswagen 社がディーゼルエンジンの排ガス量と燃費を偽装して販売した事件が発生した後、政府は自動車のメーカーが「大気環境保全法」に違反した場合の行政的処罰を強化する方向で、関連する法令を改定すると発表してきた。

2017 年 2 月、政府は自動車メーカーが排ガスに関連する規定に違反してリコール命令を受けた場合、新車の価格とさらにその価格の 10%を返金しなければならない規定を設けると発表した。また、自動車の価格には、付加価値税 10%と取得税 7%を含める方針である。

## 【水質汚濁防止法に対応する法規制】

日本の水質汚濁防止法に対応する法規制について、韓国に関連法規制を概説する。日本の水質汚濁防止法および下位法令では、化学物質管理に関連する規定として、有害物質、指定物質、特定施設、指定施設等を定義し、各種規制を規定している。

日本の水質汚濁防止法に対応する韓国の法規制は「水質および水生生態系保全に関する法律」である。

## 【水質および水生生態系保全に関する法律】 &lt; 制定年 2007 年 &gt;

(i)-2-1 制定の経緯<sup>174</sup>

従来、韓国政府は「水質環境保全法」にて産業排水などに対して排出許容基準などを設けるなどの管理をしていたが、公共水域における生物学的要素を法律が適切に取り扱えていなかったため、2007年5月、生物を利用して排水の毒性を測定する生体毒性管理制度を導入し、法律名称も「水質および水生生態系保全に関する法律」へと改定した。

## (i)-2-2 現行の法令の内容

| 法令名    | 水質および水生生態系保全に関する法律  |
|--------|---|
| URL    | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180434&amp;efYd=20170128#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180434&amp;efYd=20170128#0000</a> |
| 目的     | 水質汚染による国民の健康と環境上のために（危害）を予防し、河川・湖沼（湖沼）などの公共水域の水質と水生生態系（水生生態系）を適正に管理・保全することにより、国民がその恩恵を広く享受することができるようにすると同時に、将来の世代に譲ることができるようすることを目的とする。                 |
| 所轄官庁   | 環境部   |
| 規制対象物質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚染物質：水質を汚染させる物質として施行規則で規定する物質</li> <li>・特定水質有害物質：人や動植物に危害を及ぼす可能性がある水質汚染物質として施行規則で規定する物質</li> </ul>            |
| 規制内容   | <p>■ 水質基準</p> <p>現在韓国の水質および水生生態系の環境基準は、川、湖および地下水に分類して設定されている。それぞれ、健康保護項目と生活環境項目に分けて汚染物質と基準を定めている。</p> <p>健康保護項目としては、Cd、As、CN、Hg、Pb、PCB、PCE、ベンゼン、</p>    |

<sup>174</sup>国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

|  |  |
|--|--|
|  | <p>ホルムアルデヒド、クロロホルム、ABS などが指定されており、生活環境項目としては、pH、BOD、COD、TOC、SS、DO などが指定されている。</p> <p>本法律で産業廃水を管理する手段は、下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 排出施設の設置許可及び申告制度</li> <li>• 水質汚染物質の排出許容基準</li> <li>• 規制遵守確認のための点検及び処分</li> <li>• 排出賦課金制度</li> <li>• 排出処理施設の設置及び運営</li> </ul> <p>■ <b>罰金（第 75 条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 許可を受けずに排出施設を設置する者には、5000 万ウォン（約 500 万円）以下の罰金を賦課する。</li> <li>• 特定水質有害物質などを流出させる者に対しては、1500 万ウォン（約 150 万円）以下の罰金を賦課する。</li> </ul> |
|--|--|

### (i)-2-3 運用状況

#### ■ 「水質および水生生態系保全に関する法律」関連

現在韓国では、各種水管理対策により、公共水域における BOD の濃度は全般的に減少しているが、化学物質の使用量が近來増加していたことが原因で、COD の濃度は多少増加しているかあるいは BOD に比べて改善の成果が出ていない状況である。

#### ■ 「環境汚染施設の統合管理に関する法律」関連

韓国は、1990 年から大気、水質など汚染媒体別に分け、関連施設に対して許可制度を実施している。しかし、こうした規制の体系では、大気と水質などの環境媒体の間において相互的な影響を考慮できていないなどの問題点が指摘されており、同じ施設に対して、大気、水質などの複数法令に従い、許可を受けなければならない問題点が発生している。

その結果、政府は環境汚染施設をまとめて効率的に管理するために「環境汚染施設の統合管理に関する法律」<sup>175</sup>を 2015 年 12 月末に制定し、合計 6 つの法律の 10 種類の許可制度を一つに統合し簡潔化した。

### (i)-2-4 今後の予定

#### ■ 改正予定

<sup>175</sup> 「環境汚染施設の統合管理に関する法律」

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=177755&efYd=20170101#0000>

「水質および水生生態系保全に関する法律」は、さらに流量や川の構造の改善まで含むなど、より包括的に水環境全般を管理できるよう改定される予定である。政府は、水生生態系の健康性を担保できる最低の流量を算定するなど、水環境の総合的な管理体系を整備するために、「水質および水生生態系保全に関する法律」の改定案を 2017 年上半期に公布し、法律名称も「水環境保全法」へと変更する予定である。

## 【土壌汚染対策法に対応する法規制】

(i)-3-1 制定の経緯<sup>176</sup>

日本の土壌汚染対策法に該当する韓国の「土壌環境保全法」は 1995 年 1 月 5 日に制定された。この法律が実施された 1996 年当時は、土壌汚染物質として銅、ヒ素など 11 物質が指定されたが、1999 年に油類項目を BTEX、TPH へと細分化し、2002 年には亜鉛、ニッケル、TCE や PCE などを追加するなど、土壌汚染物質を段階的に拡大している。2010 年からは、油類に対する汚染管理を強化するため、BTEX をベンゼン、トルエンなどに分けて個別管理を行っている。

## (i)-3-2 現行の法令の内容

| 法令名  | 土壌環境保全法   |
|------|---|
| URL  | <a href="http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180466&amp;efYd=20161028#0000">http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180466&amp;efYd=20161028#0000</a>   |
| 目的   | 土壌汚染を予防し汚染された土壌を浄化するなど、土壌を管理し保全するために必要な事項を規定することを目的とする。   |
| 所轄官庁 | 環境部   |
| 規制内容 | <p>現在韓国は、「土壌環境保全法」に基づき、カドミウム、水銀、銅など土壌汚染の原因となる 21 種の物質を土壌汚染物質として規定している。それぞれの土壌汚染物質に対しては、下記の二つの基準が定められている。</p> <p>① <u>土壌汚染憂慮基準</u><br/>人の健康や財産、動植物に支障を起こす可能性がある土壌汚染度</p> <p>② <u>土壌汚染対策基準</u><br/>土壌汚染憂慮基準を超過し、人の健康や財産、動植物に支障を起こすため土壌汚染に対する対策を必要とする基準</p> <p>韓国政府は、全国の土壌汚染実態を把握し、今後の政策における基礎資料と使用するため、土壌汚染測定網を全国に設置し運営している。土壌汚染測定網とは、全国の土地を 15 種へと分類し、合計 1521 所に測定施設を設置して定期的に土壌の汚染度を測定するものである。</p> <p>■ <b>土壌汚染に対する責任（第 10 条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌汚染により被害が発生した場合、汚染の原因となる者はその被害を賠償し土壌を修復しなければならない。</li> <li>● 汚染の原因となる者を判断する基準は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 土壌汚染物質を土壌に流出させるか又は放置することで、土壌汚</li> </ul> </li> </ul> |

<sup>176</sup> 国家法令情報センター、<http://www.law.go.kr/main.html> 法律原文

|  |  |
|--|--|
|  | <p>染を起こした者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 土壌汚染が発生した時、汚染の原因となる施設を所有及び運営していた者</li> <li>➤ その他の規定に基づき、土壌汚染物質を取り扱う施設を引き受けた者など</li> </ul> <p>■ 土壌汚染規制（第 11 条から第 15 条まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌汚染物質を取り扱う者が土壌汚染物質を流出及び漏出した場合、すぐ政府に申告しなければならない。</li> <li>● 特定土壌汚染管理対象施設を設置する者は、大統領令に基づく事項を揃えて政府に申告し、土壌汚染を防止するための施設を設置し管理しなければならない。</li> <li>● 特定土壌汚染管理対象施設は、土壌汚染専門機関から土壌汚染に対する検査を受けなければならない。</li> </ul> <p>■ 罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府は、土壌汚染対策基準を超過した「土壌保全対策地域」において、汚染の原因となる者に対して汚染改善事業及び修復事業を命じることが可能であり、この規定に関する事項を履行しない者には、3000 万ウォン（約 300 万円）以下の罰金を賦課する。</li> <li>● 土壌汚染憂慮基準を超過した者が修復措置を履行しない場合、特定土壌汚染管理対象施設に対する使用中止命令を履行しない場合、土壌修復事業の登録をしないで修復事業を実施した場合などに対しては、1000 万ウォン（約 100 万円）以下の罰金を賦課する。</li> </ul> |
|--|--|

### (i)-3-3 運用状況

#### ■ 土壌汚染状況

政府は、土壌測定網を全国 2000 ヶ所に設置して土壌汚染度を測定しており、2014 年の測定では、これまで 1 ヶ所で土壌汚染憂慮基準（鉛）を超過している。

### (i)-3-4 今後の予定

#### ➤ 改正予定

現在土壌汚染に関連する問題点として浮上しているのは、軍部隊基地における土壌汚染である。一部軍部隊基地では、TPH が基準値の 27 倍以上検出されたと確認されており、土壌だけではなく軍部隊の地下水でも化学物質の濃度が基準を超えていると確認されている。

環境部は、2011 年から軍事施設の土壌に対して浄化事業を進めているが、国会ではこの問題について環境部と国防部が共同で調査を進める必要があると指摘している。

以上

## 参考資料

### 政府組織

- 環境部  
<http://www.me.go.kr/>
- 雇用労働  
<http://www.moel.go.kr/>
- 産業通称資源部  
<http://www.motie.go.kr/www/main.do>
- 国民安全処  
<http://www.mpss.go.kr/home/index.html>
- 食品医薬品安全処  
<http://www.mfds.go.kr/index.do>
- 知識經濟部  
<http://www.mke.go.kr/>
- 関税庁  
<http://www.customs.go.kr/>

### 予算

- 環境部  
<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?menuId=10127&boardMasterId=41&boardCategoryId=&boardId=765170>
- 雇用労働部  
[http://www.moel.go.kr/view.jsp?cate=3&sec=17&bbs\\_cd=OP1102&pimSeq=13&piSeq=236&smode=%BB%E7%BE%F7%BC%B3%B8%ED%C0%DA%B7%E1,%20%B0%A2%B8%F1%B8%ED%BC%BC%BC%AD](http://www.moel.go.kr/view.jsp?cate=3&sec=17&bbs_cd=OP1102&pimSeq=13&piSeq=236&smode=%BB%E7%BE%F7%BC%B3%B8%ED%C0%DA%B7%E1,%20%B0%A2%B8%F1%B8%ED%BC%BC%BC%AD)
- 産業通商資源部  
[http://www.motie.go.kr/motie/ms/mg/budgeting/bbs/bbsList.do?bbs\\_cd\\_n=24](http://www.motie.go.kr/motie/ms/mg/budgeting/bbs/bbsList.do?bbs_cd_n=24)
- 国民安全処  
<http://www.mpss.go.kr/home/open/budget/>
- 食品医薬品安全処  
<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=636>

### 政府関連ウェブサイト

主な韓国環境関連ウェブサイト

- 国家法令情報センター

- <http://www.law.go.kr/LSW/main.html>
- 電子官報  
<http://gwanbo.korea.go.kr/>
- 大韓民国政策ポータル  
<http://www.korea.kr/>
- 新環境商品振興院  
<http://www.koeco.or.kr/>
- 国会法律知識情報システム  
<http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/main.jsp>
- 国家環境技術情報センター「KONETIC」  
<http://www.konetic.or.kr/>

#### 法令等

- 化学物質の登録および評価などに関する法律  
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180457&efYd=20170128#0000>
- 化学物質の分類および表示に関する規定  
<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000064529>
- 危害憂慮製品の指定および安全表示基準  
<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000071653>
- 有毒物質および制限物質、禁止物質の指定  
<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000061472>
- 登録対象既存化学物質  
<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000021862>
- 化学物質管理法  
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=176708&efYd=20161202#0000>
- 産業安全保健法  
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180466&efYd=20161028#0000>
- 化学物質の分類・表示および MSDS に関する基準  
<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000044085>
- 危険物安全管理法  
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180489&efYd=20160428#0000>
- 危険物の分類および表示に関する規定  
<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000049106>
- 電気用品および生活用品安全管理法  
<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000049106>
- 室内空気質管理法

- <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=177674&efYd=20161223#0000>
- アスベスト安全管理法
- <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180399&efYd=20170128#0000>
- 食品衛生法
- <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180801&efYd=20170204#0000>
- 大気環境保全法
- <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180414&efYd=20170128#0000>
- 水質および水生生態系の保全に関する法律
- <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180434&efYd=20170128#0000>
- 土壌環境保全法
- <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=176707&efYd=20161202#0000>

#### 資料

- NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」  
[http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia\\_kanren/asia\\_kanren\\_h22-02.html](http://www.nite.go.jp/chem/kanren/asia_kanren/asia_kanren_h22-02.html)
- エンヴィックス (2010) 「韓国 環境法体系ガイド」
- JETOC (2016) 「韓国 化学物質の登録および評価等に関する法律、施行令および施行規則 (第 2 版)」
- JETOC (2016) 「韓国 化学物質管理法および関連告示 (第 2 版)」
- JETOC (2016) 「韓国 産業安全保健法 有害性・危険性調査制度 化学物質の分類表示・物質安全保険資料 (MSDS) 制度 (第 7 版)」
- JETOC (2015) 「韓国 危険物安全管理法 (第 3 版)」
- 李香丹 (2014) 「韓国の環境法制度の歴史的展開と問題点に関する一考察」『環日本海研究』(21) 81-98
- 崖 錫範、李 貞和、崖 ハンビョル (2014) 「環境規制における韓国企業のグリーンビジネスの現状と課題」『国際経営論集』(47) 45-57
- 化学物質の登録および評価などに関する法律の法令解説書
- 環境白書 2015 および 2016  
<http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5615420>
- 化学安全産業界支援サイト  
<http://www.chemnavi.or.kr/main.do>
- 「生活化学製品および殺生物性製品安全管理法」原文  
<http://www.me.go.kr/home/web/index.do?menuId=68>
- 雇用労働部 (2015) 「産業安全保健法の制・改定史」
- 公益財団法人塩事業センター「資料 (法令等の翻訳、仮和訳)」  
<http://www.shiojigyo.com/a080data/kan4.pdf>